

総務委員会会議記録

総務委員会委員長 関根 敏伸

1 日時

平成 22 年 12 月 6 日（月曜日）

午前 10 時 0 分開会、午後 1 時 56 分散会

（休憩 午後 12 時 2 分～午後 1 時 0 分）

2 場所

第 1 委員会室

3 出席委員

関根敏伸委員長、木村幸弘副委員長、渡辺幸貫委員、五日市王委員、高橋昌造委員、

小野共委員、千葉伝委員、☆ 下正信委員、飯澤匡委員、阿部富雄委員

4 欠席委員

なし

5 事務局職員

藤原担当書記、米内担当書記、藤澤併任書記、八重樫併任書記、高橋併任書記

6 説明のために出席した者

(1) 秘書広報室

廣田秘書広報室長、木村首席調査監、小山調査監、川口広聴広報課総括課長、

菅原報道監

(2) 総務部

菅野総務部長、小原総務部副部長兼総務室長、高橋総務室入札課長、
八矢予算調製課総括課長、浅沼人事課総括課長、紺野法務学事課総括課長、
清水法務学事課私学・情報公開課長、菅野法務学事課行政情報化推進課長、
八重樫税務課総括課長、吉田管財課総括課長、小山総合防災室長、
越野総合防災室防災危機管理監、小野寺総合防災室防災消防課長

(3) 政策地域部

加藤政策地域部長、工藤政策地域部副部長兼政策推進室長、
佐々木政策地域部副部長兼地域振興室長、大平政策監、南政策推進室評価課長、
阿部調整監、千葉政策推進室分権推進課長、佐々木市町村課総括課長、
浅田調査統計課総括課長、西村国体推進課総括課長、小倉国体推進課施設課長、
佐藤NPO・文化国際課総括課長、鈴木地域振興室県北沿岸・定住交流課長、
野中地域振興室交通課長

(4) 人事委員会事務局

熊田人事委員会事務局長、及川人事委員会事務局職員課総括課長

(5) 警察本部

森本警務部長、小野寺警務部参事官兼警務課長、川村警務部参事官兼会計課長、

菊池生活安全部参事官兼生活安全企画課長、佐藤交通部参事官兼交通企画課長

7 一般傍聴者

3人

8 会議に付した事件

(1) 議案の審査

ア 議案第6号 平成22年度岩手県一般会計補正予算（第4号）

イ 議案第7号 一般職の職員の給料の調整額に関する条例の一部を改正する条例

ウ 議案第10号 市町村立学校職員の給料の調整額に関する条例の一部を改正する

条例

エ 議案第8号 いわたの森林づくり県民税条例の一部を改正する条例

オ 議案第11号 平庭高原体験学習館の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて

カ 議案第12号 平庭高原自然交流館の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて

キ 議案第19号 当せん金付証票の発売に関し議決を求めることについて

(2) 請願陳情の審査

ア 受理番号第114号 所得税法第56条の見直しを求める請願

(3) その他

次回の委員会運営について

9 議事の内容

○関根敏伸委員長 おはようございます。ただいまから総務委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日はお手元に配付いたしております日程により審査を行います。

なお、本日の日程は、審査の都合上、議案の審査の順番を変更した日程となっておりますので、あらかじめ御了承をお願いいたします。

初めに、議案の審査を行います。議案第6号平成22年度岩手県一般会計補正予算（第4号）中第1条第1項、同条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳入第14款諸収入、第2条第2表債務負担行為補正のうち追加中6を議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○八矢予算調製課総括課長 議案第6号平成22年度岩手県一般会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。議案（その2）の1ページをお開き願います。

今回の補正は、県内の稲作農家を支援するため、つなぎ資金として新たに米価下落緊急対策資金貸付金を創設しようとするものでございまして、まず第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億3,790万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,999億3,601万5,000円とするものであります。

第2項ですが、歳入歳出予算の補正の款項の区分及びその区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページから3ページまでの第1表歳入歳出予算補正のとおりでありまして、これにつきましては予算に関する説明書に基づいて御説明を申し上げます。

次に、第2条債務負担行為の補正につきましては、4ページの第2表債務負担行為補正のとおりでございまして、今回の補正は、指定管理者によるいわてリハビリテーションセンター管理運営業務など6件につきまして追加を行うものでございます。この中で当委員会所管にかかるものは、6放置車両確認事務委託でございまして、これは駐車監視人による放置車両確認事務につきまして、平成23年度から平成25年度までの3年間、業務委託をしようとするものであります。

それでは、歳入予算の内容につきまして、予算に関する説明書により御説明を申し上げま

す。予算に関する説明書の3ページをお開き願います。

予算に関する説明書3ページでございます、14款諸収入4項貸付金元利収入につきまして、補正額は5億3,790万円の増額でございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願いいたします。

○関根敏伸委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○渡辺幸貫委員 これはどれぐらい充足されるというふうに、要するに、かなり申し込みもあるかと思うのでありますが、一方の市町村に偏るとか、いろいろ気になる部分があると思いますけれども、その辺の配慮はどういうふうに考えておられるかお伺いします。

○八矢予算調製課総括課長 今回のつなぎ資金の創設につきましては、戸別所得補償制度の導入に伴いまして概算金が減ります。概算金が減ったものが定額部分と変動部分で最終的には補てんされるという、年をまたぐためのつなぎ資金でございます、農家の方々に対して借り入れができる限度額がそれぞれ設定をされております。変動部分の戸別所得補償制度で最終的に農家の方々に返ってくる額を限度といたしまして貸し付けが行われますので、ある特定の資金需要が多い方に限って資金がその部分だけに措置されて、ほかの方々が借りられなくなるということがないようにそれぞれ設定をされておりますし、あとは4倍協調ということで農協側に貸し付けが実行されるわけですが、既に一部JAでは自分のお金をもとに貸し付けを行っているところもございます、必ずしも県が預託した4倍までを限度とされるわけではないということと聞いておりますので、広く農家の方々、資金需要がある方に関しては地域的な偏り、あるいは原資が枯渇するということがなく、貸し付けがされるのではないかとこのように考えてございます。

○渡辺幸貫委員 おっしゃるとおり、変動部分が3月までということは既に報じられておりますから、そう思っています。ただ、私どものほうでも農協なんかは早目にそこまで無利子で貸しますというふうに既に宣伝されているところもありますし、宣伝が行き渡ってないところもあるのだらうと思います。4倍を掛ければ、大体変動部分に相当するのであれば問題ないのですけれども、少なめではないかと思ったりして。そうすると、確かに4倍の部分の倍の部分の部分を農協というか、いろいろなところでそれを、そこまで予算を組めないところもあるかと思うので、そういうふうな部分での偏りはないかということをお聞きしたいのです。

○八矢予算調製課総括課長 この制度を創設するに当たりまして、委員御指摘のように花

巻農業協同組合では県の制度をつくる前にみずからの判断で貸し付けを行っているようなところもございまして、県内の各地域でも貸し付けがされるかどうかということをきちんと農林水産部と議論をいたしまして、それぞれ原資につきましては一部、潤沢なJA等とそうではない団体といろいろあるようですが、特に沿岸部等々、大船渡あたりまでの地域が一番資金としては余力がない状態だというふうにも聞きましたが、協議を重ねまして、きちんと原資は確保して、どの地域でも貸し付けできるという確約といたしますか、協議を重ねた上で今回の制度の創設ということに至りましたので、そのあたりもきちんと手当てがされるものというふうに考えてございます。

○関根敏伸委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○関根敏伸委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○関根敏伸委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○関根敏伸委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第7号一般職の職員の給料の調整額に関する条例の一部を改正する条例及び議案第10号市町村立学校職員の給料の調整額に関する条例の一部を改正する条例、以上2件は関連がありますので一括議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○浅沼人事課総括課長 議案第7号の一般職の職員の給料の調整額に関する条例の一部を改正する条例及び議案第10号の市町村立学校職員の給料の調整額に関する条例の一部を改正する条例について一括して御説明申し上げます。なお、説明に当たりましては、それぞれ

の条例案について、便宜お手元に配付しております条例案要綱により説明をさせていただきます。議案とあわせて御覧いただきたいと存じます。

まず、議案第7号の一般職の職員の給料の調整額に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。議案（その3）の1ページをお開き願います。

まず、要綱の第1の改正の趣旨についてでございますが、特別支援学校に勤務する教育に直接従事することを本務とする職員及び養護教諭等の給料の調整額を改定しようとするものであります。

次に、第2の条例案の内容についてであります。特別支援学校に勤務する教育に直接従事することを本務とする職員及び養護教諭等の給料の調整額にかかります調整数を1.5から1.25に引き下げようとするものでございます。

この改正につきましては後ほど御説明いたします、市町村立学校職員で特別支援教育に従事する職員と同様に支給限度額を引き下げようとするものであります。

なお、今回の給料の調整額の改正内容につきましては、本定例会招集日の11月25日に御審議をいただきました教員給与の見直しと同様、他の都道府県における教員給与見直し内容及び実施時期を十分に踏まえながら適切な見直しを行うことが適当との人事委員会報告を踏まえ、また義務教育費国庫負担金の最高限度額の見直し内容、他の都道府県との均衡を考慮した内容となっております。

最後に、第3の施行期日についてでございますが、この条例は平成23年1月1日から施行しようとするものであります。

この改正時期につきましては、先ほどの説明と同様となりますけれども、国の義務教育費国庫負担金の見直し時期及びそれに伴います他の都道府県の情勢を踏まえまして、平成23年1月1日から施行しようとするものでございます。

次に、議案第10号の市町村立学校職員の給料の調整額に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。議案（その3）の5ページとなります。

まず、要綱の第1の改正の趣旨についてであります。特別支援教育に直接従事することを本務とする職員の給料の調整額を改定しようとするものでございます。

次に、第2の条例案の内容についてであります。特別支援教育に直接従事することを本務とする職員の給料の調整額に係る調整数を1.5から1.25に引き下げようとするものであります。

最後に、第3の施行期日についてであります。この条例は平成23年1月1日から施行しようとするものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○関根敏伸委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○木村幸弘委員 ただいま説明いただきました議案第7号及び議案第10号について質問をさせていただきますが、初歩的な質問になるかもしれませんが、そもそもこの調整額という位置づけはどういう意味を持っているのかという点について、まず確認させていただきたいと思います。

○浅沼人事課総括課長 給料の調整額についてでございますが、職務の複雑困難、もしくは責任の度合い、または勤労の強度、勤務時間、勤労環境、その他の労働条件が同じ職務の級に属する他の職に比べまして著しく特殊な職にある者につきまして、給料表に定められた給料月額を調整する、こういうような趣旨になってございます。

○木村幸弘委員 そういうことであれば、法律上の文言からいえば別ですけれども、一般的に我々が解釈するのは、こういう教職にかかわる方々の、本来的に一般の方でいうと時間外労働にかかるようなそういった意味合いを持って、超過勤務手当に類した部分をこの調整額という形で手当ををしているというふうに理解されるのではないかなと思うのですが、今回の条例の改正では、特別支援学校及び市町村立学校の特別支援教育に直接従事することを本務とする職員の関係と養護教諭というふうになっていますけれども、他のいわゆる一般の教職員の関係についてはどのようなことになっているのでしょうか。

○浅沼人事課総括課長 今回はあくまでも県立の特別支援学校で勤務しております教諭の方々、さらに市町村立学校の特別支援学級で支援教育に直接従事する方々を対象とするものでございまして、その他の方々、一般の教諭の方々は今回の改正の対象とはならないものでございます。

○木村幸弘委員 そこで、この1.5から1.25に引き下げるとというのが私も適当、適正なものなのかどうかというのはよく判断がつかないと思っています。今の説明ですと、義務教育

費国庫負担金の見直し等に準じた改正であるというふうなことなのですけれども、いわゆるこうした特別な職務に従事をする中で、さまざまな労働環境、労働条件等があるのだと思いますけれども、こうした調整を引き下げることが、かかる職員の言うなればモチベーションを含めて、結局は労働条件の引き下げという形になろうかと思うのですけれども、そうしたところに対して、今回の従事する方々が、しからば何かしらの別な形で改善が図られる、あるいはいわゆる教職員の多忙化と言われるところについて、きちんとこういった手当が減額される、手当というか、この調整額が減額されることによりますけれども、その分しっかりとした労働環境というものの改善が図られてきているのかどうかとか、そういった点が行政の対応としてきちんと示されていく必要があるのではないかと思うのですけれども、教育委員会にかかる部分でしょうけれども、その点についてはどのようなお考えを持っているか、お伺いいたします。

○浅沼人事課総括課長 教員給与の見直しということで、さまざま取り巻く環境が厳しくなっていることは、まさにこの改正の中からもうかがえるところでございますが、適正な給与水準にするということはやむを得ないというふうに認識はしてございます。ただし、教育委員会のほうでは、委員からお話がありました教員の方々の意欲の低下につながるよう、多忙化の解消について、学校での具体的な取り組みが促進されるよう、必要な支援を行っていかうと考えていると、私ども、聞いてございますので、教育委員会のほうでしかるべき対応が行われていくものと考えてございます。

○千葉伝委員 ちょっと関連。今の調整額、給料の調整をするということですが、この調整数というのが、例えばこの1.5というものが固定した分で決められているのか、例えば職務の内容によってこの調整数というのが何段階かに分かれて決められているのか、ちょっと確認したいと思います。

○浅沼人事課総括課長 今回お諮り申し上げております特別支援学校及び教育に関します調整数といたしましては一律になりますが、例えば知事部局の場合ですと最大4でありますとか、その職務の困難度に合わせまして調整数がそれぞれ定められているというような状況になってございます。

○千葉伝委員 そういった調整数が段階的に、例えば4から、今回は1.5という教職員の分がある。それから、県職員の中にも1.5というものがある。そういった段階があるものの中で、何でこの1.5だけの分を調整するということになったのか、ちょっとその理由をもう一度。

○浅沼人事課総括課長 国のほうの方針としまして、義務教育費国庫負担金の予算が全国

一律で、その調整数が引き下げられている。全国的な教員の給与水準の適正化という流れの中で段階的に下げられてきてございまして、本県につきましてもそういった国の動向、他の都道府県も同じような改正をしてきてございますが、その情勢、そういったようなものを踏まえまして、本県も同様にこの調整数を段階的に下げていくというような対応をしてきているところでございます。

○千葉伝委員 国のほうの流れということは理解しました。そうすると、今後そういった調整数というのは順次検討されていくというやり方になっていくのでしょうか。

○浅沼人事課総括課長 結論から申し上げます、今後の状況、見直しにつきましては不透明な状況であろうかなと認識はしてございます。今回の見直しは、3年一区切りということで進んできている最終年度なわけでございます。今後については、国の動向でありますとか、そういったようなものを注視しながら、その際、また国の動きを勘案しながら対応を検討していくことになろうかというふうに思っております。

○阿部富雄委員 今の質問で大体わかりましたが、この二つの議案で、調整額というのは、言うなれば時間外相当額も含めたものを含有している手当だというふうに理解したわけですが、この二つの議案の職員が超勤をした場合には、超勤手当というのは出ないわけですか。

○浅沼人事課総括課長 結論から申し上げます、超過勤務手当ということでは出ませんが、今回の給料の調整数の今お諮りしている条例案の中身とは別に、教職調整額というものが別途存在してございますので、そちらのほうが一般的には超過勤務手当相当の給与水準に該当するのではないかという認識はしてございます。

○阿部富雄委員 ではその中身を、今言われた中身をちょっと詳しくお聞きしたいと思いますが、私も一般的に調整額というのは超過勤務手当に相当するものというふうに理解していましたが、そのほかにお知らせいただきたいのですが、問題はこの二つの議案に限らず、一般職にしる他の職種にしても、それなりの時間外の予算というのは見ているわけですよ、3%なのか6%なのかは別にして。この二つの議案の職員については時間外手当を見ないという、そういうことでは若干不公平があるのではないかなというふうに思うのです。そういうことについてはどのようにお考えですか。

○浅沼人事課総括課長 教員に対します超過勤務手当の支給という部分については、全国的な検討ということで中央教育審議会でも検討がなされるものというふうには認識してございますが、現在その検討はとまっている状況というふうに聞いてございます。ただし、給与水準と私ども一般職員が本給のほかに超過勤務等々を含めた給与水準を比べますと、教員

の場合、本給のほかに教員教職調整額、さらに義務教育等の例えば教員特別手当でありますとか、さまざまな手当があり、そういった水準を比較し、適正な水準にしようという動きが今、全国的な動きになってございます。

○小原総務部副部長兼総務室長 超過勤務手当とのかかわりでございますが、今回の給料の調整額につきましては、いわゆる超過勤務手当の代替という性格は有してございません。超過勤務手当としての代替を有する手当としましては、先ほど浅沼人事課総括課長が答弁申し上げましたが、教職調整額というものがございます。これは、いわゆる教員の勤務の特殊性から超過勤務手当はなじまないものとされまして、そのかわり超過勤務手当に相当する手当として一律の教職調整額が支給されてございます。これは4%でございまして、これについては今回変更はございません。

それとは別に、給料の調整額というものがございます。これは知事部局、それと教職員問わず、勤務の特殊性に着目されて加算されているものでございまして、いわゆる特別支援などの困難さについて着目されている手当でございます。補足して答弁させていただきます。

○阿部富雄委員 そこで、人事委員会にお聞きしますけれども、人事委員会の報告では、教員給与の見直しについては、中央教育審議会において見直し検討が進められていると。一律に支給される諸手当などのうち、意義が薄れているものについては廃止縮減ということで、今議題となっている調整額の減であるとか、それからさきの委員会で審議した中身のものについては検討するのだと。ただ廃止を検討するというだけではなくて、それにかわるものについて充実を図る方向で検討するという、こういうふうな形で中央教育審議会に出されているのですよね。

これにかわるものが検討されないまま調整額等だけが、あるいは特別手当等が先行して縮減されるということについては若干疑義があるわけですが、その辺の見通しというのはどのようになっていますか。

○及川人事委員会職員課総括課長 ただいまのお尋ねですが、中央教育審議会の答申の中で、教員給与にメリハリをつける観点ということで、一律に支給される諸手当のうち意義が薄れているものについては廃止、縮減の方向ということで、今回提案されているのはその中身のものです。あと片方で、勤務成績や職務負担等によって支給される性格の手当のうち重要なものについては充実を図る方向で検討する必要があるということで、これについては、具体的に教職員がクラブ活動等、一緒に生徒を引率する場合の手当は既に引き上げております。そのような形で今回、中央教育審議会の答申の中で、メリハリをつけるという形で措置しているというふうに承知しております。

○阿部富雄委員 まず、若干の見直しはされているかもしれませんが、少なくともこの調整額の改定については、先ほど総括課長から答弁いただいたように、一つは義務教育費の国庫負担金の最高限度額の引き下げ、それから人事委員会の報告、さらには全国の学校の対応がそういうふうな状況になっているという、こういう三つだということですが、人事委員会のあり方として、果たしてそういうことでもいいのかなというふうな疑問を持つわけですよ。少なくともこの背景が義務教育費の国庫負担金の最高限度額を引き下げをするという政府の方針に、それに従って理由づけをしてきたにすぎないと私は思うのですよね。少なくともこの勧告と報告が出る前の平成22年4月時点で文部科学省の通達が出ているわけですよ。平成23年1月1日から減らしますよということを受けて、それを是認して人事委員会勧告なり報告を出すというのは、人事委員会のあり方とすればおかしい。あくまでも人事委員会というのは、民間準拠という、そういうふうな形で行われるべきものがこういう形を出してくるということ自体については人事委員会はどのようにお考えですか。

○及川人事委員会職員課総括課長 ただいまのお尋ねは、どういう形で報告するかということですが、本委員会としますとみずからの調査の研究結果に応じて制度改正が適切と思われるもののうち、条例改正が必要な場合は勧告ということでございます。

それで、一方で条例改正を必要としない事項あるいは国及び他県の動向等を踏まえて検討する必要があると認める事項、あるいは任命権者において検討が必要と認める事項、こういうものについては報告ということにしております。

それで、今回の教員の給与の見直しにつきましては、報告のところでも触れておりますとおり、ほかの都道府県において、小中学校等の教員に支給されている手当、今回につきましては特別支援学校等に勤務する教員に支給される給与の調整額の調整数を引き下げるなどが検討されているということで、本県におきましても地方公務員法に定める情勢適応の原則や均衡の原則に基づきまして、他の都道府県における教員給与の見直しの内容及び実施時期を十分に踏まえながら適切な見直しを行うことが適当だということで報告させていただきました。

○阿部富雄委員 答弁する側からすれば、そういうふうな答弁にしかないのかなと思いますけれども、ただ人事委員会というのは労働基本権の代償措置の機能ということで位置付けられているわけでしょう。そういう民間準拠というものを全く考慮に入れないまま、国が一つの財政的な方針を示した。したがって、それを他の都道府県が追認してやっているから報告に盛り込んだという、そういうことにはならないのではないかと私は言っているわけですよ。本来の人事委員会なり人事院の考え方というのは、そういうところに依拠して

決定される中身のものではないというふうに思うわけですよ。ぜひそこはきちんと整理をしてやらないと、何でもかんでもそのほかのところをやっているから、うちもやるんだという、そういうふうな言い方にはならない。あくまでも労働基本権の代償措置の機能としての人事委員会ということをきちっと位置づけてやってもらわないと働いている人たちは大変だと思うのですよ。ぜひそこを強く指摘して終わります。

○高橋昌造委員 私は、この際ちょっとお伺いしますが、今度の二つの条例の一部改正におきまして、特別支援教育に直接従事する方、そして養護教諭の対象者数はどのくらいあるのか。そして、今度のこの調整額の改定によって1人当たり、そして全体で、年額ないし月額でどれくらいの影響額があるか、お示しを願いたいと思います。

○浅沼人事課総括課長 まず、今回の改正にかかります対象となる方々の人数でございますが、合計いたしますと1,443名になります。内訳は県立の特別支援学校が883、市町村立学校職員関係が560になってございます。

影響額のお尋ねがございました。年額ベースでまいりますと、今回の改正にかかります影響額は6,000万円減額ということになります。1人当たりということになりますと、全支給対象職員平均になりますと、4万1,700円の減額という試算をしております。

○高橋昌造委員 あともう一つ確認しておきますが、今度この条例の一部改正をしない場合の制裁措置というか、ペナルティーがあるのかないのか。あるのであればどういうペナルティーになるのか、お示し願いたいと思います。

○浅沼人事課総括課長 ペナルティーという部分では特段ないかとは思いますが、財政負担という部分が発生してまいります。仮にでございますが、この1月実施を4月まで延ばしたとしまして試算をいたしますと、1,300万円の県費の負担増というような形となるのではないかと試算をしております。

○関根敏伸委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○関根敏伸委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○関根敏伸委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○関根敏伸委員長 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第8号いわての森林づくり県民税条例の一部を改正する条例を議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○八重樫税務課総括課長 議案第8号いわての森林づくり県民税条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。議案（その3）の2ページをお開き願います。なお、改正内容につきましては、便宜お手元に配付しております条例案要綱によりまして御説明申し上げます。

まず、要綱第1、改正の趣旨及び第2、条例案の内容であります。いわての森林づくり県民税を課することとする期間を5年間延長しようとするものであります。いわての森林づくり県民税は水源の涵養、県土の保全等の森林の有する公益的機能の維持、増進及び持続的な発揮のために実施する森林環境の保全に関する施策に要する費用に充てるため、平成18年度から個人にあっては年額1,000円、法人にあっては資本等の金額に応じて年額2,000円から8万円の県民税均等割の超過課税を行ってきたところであります。

いわての森林づくり県民税の税収は、森林環境の保全に関する施策を推進するための貴重な財源として有効に活用してきたところでございますが、平成23年度以降も依然として緊急に整備が必要な森林が1万9,000ヘクタール存在すると見込まれている状況にあるところであり、これらの緊急に整備を必要とする森林の解消及びさらなる県民の森林づくりへの参画を促すため、本県民税の目的を継承し、特例措置にかかる期間をさらに5年間延長しようとするものでございます。

次に、第3、施行期日であります。平成23年4月1日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○関根敏伸委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○千葉伝委員 説明では5年延長するというので、本来は農林水産部の所管の質疑になるかもしれませんが、いずれ今の説明をする場合には、これからまだ整備が必要な面積が1万9,000ヘクタールあると、こういうことで、それに対する分でまた5年延長するということなのですが、しからばこれまで県民税としての収支状況はどうなっていたのかということと、それから今度の5年間で対象とする分がすべてこれからの5年間で1万9,000ヘクタールがやれるかどうかといったあたりは、こちらのほうではそこは答えられますか、もしわかれば。

○八重樫税務課総括課長 これまでの5年間の税収についてでありますけれども、5年間のトータルで個人、法人合わせまして約35億円の税収があったところでございます。それをいわての森林づくり基金のほうに積み立てをしまして、そこから先ほど御説明を申し上げましたいわての森林環境保全のための事業に充ててきたところでございますが、主に公益林の間伐を促進するいわての環境の森整備事業に事業費を充ててきてございまして、これまで5年間で約7,500ヘクタールの森林につきまして整備を行いました。その事業費が約31億円余でございます。その他、児童、生徒の森林環境学習等、ソフト事業にも充当したものでございます。

今後5年間、対象とする森林につきまして、なお緊急に整備を要する公益林が1万9,000ヘクタールあるというふうに先ほど御説明をいたしました。その中で、この5年間で整備を予定しております間伐等を行いますいわての環境の森整備事業を継続で行う対象森林面積は8,000ヘクタールを予定しているところでございます。

○阿部富雄委員 5年前にこの県民税が創設をされたわけでありましてけれども、その際に議会で二つの意見を付して議決をしているのですね。その一つは、必要性、使途等について県民の十分な理解を得るように努めること、もう一つは、本条例の目的とする森林の公益的機能の維持、増進については、国土保全及び環境保全等の観点から、制度の創設について国に対して働きかけること、この二つの意見を出したわけでありましてけれども、これらに対する取り組みはどのように行われてきたのでしょうか。

○八重樫税務課総括課長 制度の周知等につきましては、さまざまな機会をとらえまして、林業振興サイドもそうですけれども、我々税務課のほうでもさまざま、皆さんの県民税の貴重な税源がいわての森林環境保全のほうに使われていますという広報に努めてきておると

ころでございます。

制度の創設につきまして、国のほうに農林水産部サイドで要望をしてきたところがございますが、そちらにつきましては、現在のところ、本県が行っているようないわての森林づくり県民税による事業に使えるといたしますか、そういった財源制度の創設ということはいまだ見られていないところがございます。

○阿部富雄委員 では、まず2番目の国に対して環境保全等の観点から制度の創設、言うなれば環境税を導入したらどうですかということを提言しなさいよということを議会は言ってきたと思っております。

では、現在の国の環境税をめぐる動向というのはどのようにとらえていらっしゃるのでしょうか。

○八重樫税務課総括課長 現在、国が検討している環境税、いわゆる地球温暖化対策税ということで各省庁が要望しているものがございますが、これは、いわゆる温室効果ガスの排出抑制を目的として化石燃料に課税しようとするものがございます。従来も石油石炭税等につきましてCO₂の排出抑制策であるとか、そういったエネルギー関連施策に充当されてきたわけでございますが、現在、国のほうで議論を行っております環境税も、省エネルギー対策等の施策に向けられるものとして検討が進められているものと承知しているところがございます。

○阿部富雄委員 省エネルギー対策に向けられる税制を検討しているという、こういうことですけれども、環境税というのはそういうごく限られた分野だけで、国は考えていないと私は思うのですよね。いわゆる森林等の整備も含めた環境だと思っているわけですけれどもね。

そこで、検討しているというのはどういうふうな、成立の見通しがあるのかどうかということをお聞きしたいわけです。というのは、仮に私どもがきょう、このいわての森林づくり県民税条例の一部を改正する条例を議決した場合、国も来年、再来年にはその環境税が新しく創設されるとなれば、これは県民にとっては二重課税になりますから、その辺の国の対応状況、それから創設の状況はどうかということをお聞きするわけです。

○八重樫税務課総括課長 現在、国で検討が行われております環境税につきましては、今政府税制調査会等で検討中がございます。12月中には平成23年度税制改正案の中に盛り込まれるものというふうには伺っておりますけれども、現状では、石油石炭税に上乗せ、先ほ

ども申し上げましたが、1.5 倍程度の上乗せをして環境税を創設するというところでございます。

現状の石油石炭税も一たん、国のエネルギー対策特別会計に入りまして、新エネルギー、省エネルギー開発等の用途が限られた国税として使用されているわけでございますので、環境税が創設されても、恐らく全国一律の省エネ対策に充てるということになろうかと思えます。したがって、用途が明確に、そういったいわての森林づくり県民税で行っているような間伐等の事業に充てられるというふうになった場合は別でございますが、現在の状況からいたしますと、今、いわての森林づくり県民税が県内の森林からの恩恵の受益者である県民みんなが薄く広く共同で負担しようとする、そういった目的、用途とは異なるものとなるのではないかとこのように考えているものでございます。

○阿部富雄委員 これ以上議論しても、あとは相手があって、相手がどう考えるかの問題です。議論はやめますけれども、ただ環境税というのは今、税務課総括課長がお話したように、私は特定の分野だけに限ってやるという、そういうふうなものではないというふうに理解しています。ですから、そこはきちっと国の動向をとらえていただきながら、この県民税との整合を考えていただきたいというふうに思います。

次に、先ほどの必要性、用途について県民の十分な理解を得られるようにということでの意見については、税を徴収する税務課とすればそれなりにやってきたということですが、確かにいわての森林づくり県民税事業評価委員会というものを設置してやってきているのですよね。それはそれで、議会が要望した中身を具体化したものだという事ですから問題はないだろうというふうに思うのですが、問題はこういうことです。この平成 23 年度以降のいわての森林づくり県民税案を見ますと、こういう言い方をしているのですよね。平成 23 年度以降のいわての森林づくり県民税については、いわての森林づくり県民税事業評価委員会による審議などを経ながら検討を重ね、8 月に素案を公表したとあるのです。このいわての森林づくり県民税事業評価委員会というのは、何が役割なのですか。

○八重樫税務課総括課長 いわての森林づくり県民税事業評価委員会につきましては、これは施策の評価、検証を行う。つまり実際に事業計画を立案して、どの箇所に対してそういった事業を行うかということにつきまして、その施工地の選定に関する事項を調査審議する。あるいは、森林づくり促進事業にかかる一般の NPO、あるいは市町村からの公募に基づく事業がございますので、そういった企画書の選定に関する事項を調査審議する。

もう一つは施策を評価する、さらに施策に関する提言を行うというふうにございまして、今委員がおっしゃられた、県民税についての提言をしているのではないかとこのように

きましては、ただいま申し上げた要綱の中で、施策に関する、まさに事業の実施に関する提言をするという中で、県民税については、今後また5年間の継続が必要であるというふうな提案をいただいたものであるというふうに認識をしております。

○阿部富雄委員 それはあなたの見識ですか。少なくとも、いわての森林づくり県民税事業評価委員会設置要綱というものをあなたは見たことがありますか。

○八重樫税務課総括課長 はい。

○阿部富雄委員 ここでは、いわての森林づくり県民税条例第1条に規定する森林環境の保全に関する施策と言っているのですよ。ですから、あなたが今云々三つか四つ言われた施策というのは、ここで言う施策なのですよ。いわて森林づくり県民税の制度そのものの施策ではないのですよ。どうですか、その辺の認識は。

○八重樫税務課総括課長 いわての森林づくり県民税の制度設計なり、そういったものを提言する委員会ではないというふうに認識しております。まさに事業の実施、あるいは先ほど申し上げました施工地の選定ですとか、そういった審議、調査を行う委員会というふうに認識しております。

○阿部富雄委員 私も、その要綱はそのとおりだと思います。しかし、実際農林水産部林業振興課、総務部税務課、二つの名前で出している文書、これですよね。課長、見てください。わかりますよね。これでは、今私が最初に読み上げたように、事業評価委員会でいわての森林づくりの県民税について延長すべきだということを言っているわけです。しかも中身が、いいですか、制度の仕組みは現行制度をベースとした課税額、課税期間とする。それから、本県民税の目的を継承する必要があることから云々という、そういう形で、制度そのものまで踏み込んで、施策を超えて提言するとか審議をするということ自体、この要綱を運用する担当部の間違いではないですか。

○八重樫税務課総括課長 いわての森林づくり県民税事業評価委員会の役割として、この県民税の制度設計であるとか、継続等々の提言をするということは、委員会の機能には入っていない。したがって、今回の今御提案申し上げている条例改正につきましては、県当局として5年間の継続実施が必要であるということのもとに、現行の税率を維持して継続をしたいということで御提案申し上げたものでございます。

ただ、いわての森林づくり県民税事業評価委員会のほうの審査の中で、例えば県民がこのいわての森林づくり県民税のことについてどのように考えているかというようなアンケート

ト調査をいわての森林づくり県民税事業評価委員会のほうに示しながら、いわての森林づくり県民税事業評価委員会はまさに事業の選定なり施行についての審査の役割がありますから、県民税のほうの周知がどうなっているかとか、あるいはこの県民税の継続について県民の皆さんがどのように考えているかとかというような情報を提供して、委員会の審議の参考にしてもらったということはあるかと思えます。

○阿部富雄委員 私は、そういう考え方がおかしいと言っているのですよ。県がいわての森林づくり県民税は必要だと。したがって、議会に諮って延長するというのはわかりますよ。それは結論はそうなっていますよ、最後の結論はね。だけれども、それに至る過程は、いわての森林づくり県民税事業評価委員会でこういうふうに提言をいただいたから、県としてもこうやるのだという、税制をそういうふうな形で安易に決めるということ自体、私はおかしいと思っているのです。

この事業評価委員の方々も含めて、県民の皆さんが県民税がいいか悪いかと自由に議論するのはいいけれども、事業評価委員会という要綱で定められた中で議論するというのはおかしい。本当に県民税が必要だということで県が思うのならば、審議会なり何なりを設けてきちんと議論すべきではないですか。その報告を受けて県が判断をして延長なり何なりを出すというのが本来の条例の出し方ではないですか。

○八重樫税務課総括課長 先ほど御説明をしたとおりですけれども、いわての森林づくり県民税事業評価委員会のほうにいわての森林づくり県民税についての県民アンケート等の調査、つまり委員が今申し上げられたような、県民がどう思っているかというような意見につきまして報告をしたということとはございますけれども、委員会のほうから、このいわての森林づくり県民税を今と同じ形で5年間継続すべきだというような制度の提案を受けたということではなくて、その県民の意見等を踏まえて事業評価委員会のほうでも制度云々ということではなくて、森林づくり県民税そのものが今後も必要であるというふうな提言をいただいたものというふうに考えているものでございます。

○阿部富雄委員 ちょっと回りくどくて全然意味がわからなくなっているけれども、いいですか。ではこの部分、ちょっと二、三分時間をかりて読みますからね、持っていますか。4の事業評価委員会による検討と提言、事業評価委員会では、これまでの事業成果の評価、検証を行うとともに県民アンケートや県議会の意見等を踏まえ、平成23年度以降の本県民税の基本的方向について検討を重ね、以下の提言をいただきました。

1、平成23年度以降も、緊急に整備が必要な森林が約1万9,000ヘクタール存在すると見込まれており、今後もいわての森林づくり県民税の目的を継承し、当該制度の継続が必要。

これ制度そのものではないですか。

それから、2、制度の仕組みは現行制度をベースとした課税額、課税期間とする。まだ続きますけれどもね。まさにこれはどうなのですか。

○八重樫税務課総括課長 今、委員が読み上げていただいた部分の提言というのは、まさにいわての森林づくり県民税事業評価委員会の要綱で定められている施策に関する提言、先ほど御説明したいわての環境の森整備事業だとか、それ以外にもソフト事業があるわけですが、それらの施策を今後実施していくために、そういった施策に関する提言として県民税の継続は必要というふうな提言をいただいたものということで、その施策に関する提言を踏まえて県当局で県民税の制度の設計、今後の継続等について決定をして、今議会に改正案として提案しているものでございます。

○阿部富雄委員 これ以上議論しても同じことの繰り返しだと思いますから。ただ私は、そういうあり方はおかしい。要綱で設置したいわての森林づくり県民税事業評価委員会に対してこういう税制の制度まで踏み込んで議論させるということ自体が運用のあり方としておかしいということを行っているのですよ。そういう議論があったのであれば、きちっと所管する部なり課が、これは要綱に外れることですから、別な立場で、別な機会に皆さんがそれぞれ議論することは自由ですけれども、ここでは差し控えてくださいというのが普通のあり方でしょう。そんなことを許していったら、県の行政制度は成り立ちませんよ。そこはきちっとわきまえていただきたいと思います。

それで、次は中身に入りますけれども、この事業評価委員会制度というのは今後も存続をさせていくと、こういう考え方でしょうか。

それから、もう一つは、今後5年間で先ほどの質問で8,000ヘクタールの間伐等をやるということですが、間伐のやり方としては、私はもっと面積をふやして、1万9,000ヘクタールでしたか、残っているのは、これだって、この5年間で解消できるというふうに思うわけですが、それらについてはどのように検討されているのですか。

○八重樫税務課総括課長 いわての森林づくり県民税事業評価委員会につきましては、今後もそういった第三者機関による事業の評価、提言が必要であるというふうに考えているところでございまして、継続をさせるという考え方でございます。

今後、1万9,000ヘクタールの対象面積に向けて事業を行っていくわけですが、委員がおっしゃられたようなやり方、今ですと4齢級から9齢級の森林につきまして間伐

を実施していますが、そのやり方等を含めて、今後5年間どのように事業を行っていくかということについては、平成23年度の予算の審議、予算提案あるいは議会に対する予算審議の中で議論が行われていくものというふうに考えております。

○阿部富雄委員　そこでいわての森林づくり県民税事業評価委員会の存続ですけれども、私はこの事業評価委員会はなくてもいいのだろうというふうに思います。というのは、この5年間で県の担当している方々の、この県民税を有効に使うにはどのようにやったらいいかというノウハウはきちっと身についたと思いますし、事業評価委員会のこの5年間やってきた中身を見ても、何をやっているかという、皆さん方がつくった、担当部がつくった選定審査基準だとか、あるいは審査要綱だとか、それに基づいて、それでほとんどやってきている。そういう意味では、もう事業評価委員会から言われなくたって、税制をきちっと運用できるというふうに思っています。いつまでも当初の制度をそのまま継続するといったら全然進展がないわけですから、やっぱり金をかけないで県の職員の能力を最大限生かすという、そういうふうな考え方に立たなければ、私は税の有効な使い方はできないと思いますから、ぜひ事業評価委員会については今後は廃止をするという、そういうふうな形にしていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

それからもう一つ、先ほど8,000ヘクタール、5年間でと言いましたけれども、通常の国の補助を受けてやっている伐採事業、間伐事業ですね、それからいわての森林づくり県民税でやっている事業費というのは倍の値段なのですよ。国の補助を受けているのであれば、年齢級ではちょっと違う部分はありますけれども、標準ですとヘクタール当たり19万3,000円でやっているわけです。ところが、県民税でやるのは42万円で倍です。このいわての森林づくり県民税の目的というのは、なかなか所有者が手をかけられないでいる部分について手をかけるというのが大きな目的ですよ。ですから、その事業の中身の違いというのは、補助事業でやっているのは切りっ放しで終わっているわけですが、森林税の場合は手厚く、切って輪切りにして枝までおろしているわけです。そして重ねるといふ、そういうふうな整備まで含めてやっているわけですよ。そこまでやる必要があるのか。ほかの事業との兼ね合いを見たって、ほかの補助事業を受けてやっている部分については、そんなことをやらないでまず間伐を進めるという、こういうふうになっているわけですから、ぜひそれに合わせるような形でやれば金額も半分でできる、逆に言うと面積が倍になるという、そういうことになると思うのですが、いかがですか。

○八重樫税務課総括課長　事業評価委員会につきましては、先ほども申し上げましたが、第三者機関による提言という意味での必要性はあるとは思いますが、委員が御指摘いただいたような税制を運用していくという意味においては、もちろん事業評価委員会でなく、我々県当局なり、あるいはそういった形でやっていくことは可能だと思いますが、事業の実

施、先ほど言った施工箇所の採択等について、そういった事業評価委員会が今後も必要かどうかにつきまして、担当の農林水産部ともお話をしていきたいというふうに考えております。

ほかの間伐事業に比べまして、この森林税で行う事業単価が高い理由でございますが、この森林税による事業につきましては、まさに委員が御指摘いただいたように全く民有林で、しかも公益的機能が低いにもかかわらず、例えば経営の観点からは全く成り立たないというような理由で今まで手が入らなかったところがございますので、ここについて間伐を実施したと。この事業ではその間伐材をそのまま現場に放置をする形のやり方をしております。したがって、しかも、5割間伐といいまして、間伐した後に広葉樹が早く出てくるような、針広混交林を誘導するために5割という強度の間伐を実施していることから、切り倒す本数が多いこと、また切り倒した後の木が流れ出して災害の誘因とならないように、間伐した木を1メートルから2メートルに切って林内に集積していることから、手数がかかって単価が高くなっているものでございます。

今後の予算に向けた議論あるいは予算審議の中で、今御指摘をいただいた点についても検討してまいりたいというふうに考えております。

○阿部富雄委員 最初のいわての森林づくり県民税事業評価委員会の関係、今まで施工箇所をそれぞれ末端の広域振興局等が計画をちゃんと提出者から見て、そして不備なものについては全部書類等の整備をやってきて、1件も事業評価委員会で不採択だとかだめだと言われたことがないのですよ。そのくらいもう職員の間伐に対する認識といいますか、レベルが上がってきているということですよ。それでもなおかつ評価委員会を設置する必要があるのかということを行っているのです。

これが出されてきたものの5割も6割も悪いとか何とかと振り分けられたのだったら仕方がないでしょう。もっと真剣にやらなければならないけれども、1件もないです、現実。そういう中で何であえてその事業評価委員会を置いておく必要があるのですか。職員を信じなさいよ。職員に仕事をしてもらおうというのが原則ですよ。

それからもう一つ、最後、事業費の関係ね。片一方は経済林でお金を取るためにやっている木、それですら切り捨てしているわけですよ。片一方は、金にならない、いわゆる環境林というふうな形で整備するのに、細かに切って積み重ねている。土砂流出で台風などで流されたときが怖いというような言い方ですけども、むしろ切ったほうが怖いのですよ、1回に流れてくるから。切らないでそのまま長く放置していたほうがはるかにいいのです。3割、5割切れば黙っていても広葉樹は出てくるのですよ。その辺はきちんと現場の中身をわか

ってやってもらわないと、私はだめだと思うのです。ぜひそこは関係課ときちっと打ち合わせをしてやっていただきたいと思います。

○関根敏伸委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○関根敏伸委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○関根敏伸委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○関根敏伸委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第11号平庭高原体験学習館の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて及び議案第12号平庭高原自然交流館の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて、以上2件は関連がありますので一括議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○工藤政策地域部副部長兼政策推進室長 議案第11号平庭高原体験学習館の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて及び議案第12号平庭高原自然交流館の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて一括して御説明申し上げます。

議案(その3)の6ページと7ページをお開き願いたいと思います。なお、提案の趣旨及び選定の経過等につきましては、便宜お手元に配付しております、平庭高原体験学習館及び平庭高原自然交流館の指定管理者の指定についてと題しました書類により御説明申し上げますので、そちらを参照願いたいと存じます。

まず1、提案の趣旨であります。今回の提案につきましては、いわて体験交流施設の平庭高原体験学習館、これは葛巻町に所在しております。通称森のこだま館というふうに呼ばれております。及び平庭高原自然交流館、これは久慈市に所在しております。通称しらかばの湯というふうに呼ばれてございます。

これにつきまして、それぞれその管理運営を指定管理者に行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定によりまして議会の議決を求めるものでございます。

次に、2の議決を求める内容についてでございますが、平庭高原体験学習館の指定管理者につきましては、この施設に隣接します。葛巻ワインのワイナリーなどを経営しております葛巻高原食品加工株式会社に指定しようとするものであります。

平庭高原自然交流館につきましては、同じくこの施設に隣接する、平庭山荘等を管理運営する平庭観光開発株式会社に指定しようとするものであります。

指定の期間につきましては、いずれも平成23年4月1日から平成28年3月31日までの5年間であります。

次に、指定管理者の選定の経過についてでございます。外部委員4名から構成されますいわて体験交流施設指定管理者選定委員会を設置いたしまして、この委員会の選定結果に基づき候補者を選定したものでございます。

具体的には、第1回選定委員会を7月22日に開催いたしまして、基本方針等について御決定いただきました。その翌日の7月23日から募集を行いまして、8月30日までの39日間受け付けたところでございます。

募集に対しまして、平庭高原体験学習館及び平庭高原自然交流館それぞれの施設につきまして1者の応募がございました。応募内容につきまして、当方において要件を具備しているかどうかそれぞれ審査、確認した上で、各委員に対しまして8月31日に採点を依頼いたしまして、その結果を踏まえて9月22日に開かれました第2回選定委員会におきまして候補者を選定したところでございます。

4人の委員による採点結果及び決定事由につきましては、選定結果のとおりでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○関根敏伸委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○☆ 下正信委員 この二つの施設ですけれども、利用状況はどういうふうな状況になっているのか。それと、今の時期は営業しているのかもしれないけれども、営業期間といいますが、この辺教えていただきたいと思ひます。

○工藤政策地域部副部長兼政策推進室長 二つの施設の利用状況でございます。まず森のこだま館、平庭高原体験学習館のほうでございますが、平成 20 年度は入場者数で 2 万 2,065 名、平成 21 年度は 2 万 4,980 名ということで 13% 伸びております。平成 22 年度でございますが、11 月末現在で 2 万 2,065 人ということで、平成 21 年の同月と比べまして 131.9% ということになってございます。

次に平庭高原自然交流館、しらかばの湯でございますが、平成 20 年度は 1 万 9,676 名、平成 21 年度は 2 万 808 名ということで 5% 伸びておりますし、平成 22 年度 11 月末現在でございますが、1 万 6,095 名の利用ということで、平成 21 年度の同月と比べまして 101.9% ということになってございます。利用期間でございますが、通年で利用が可能でございます。

以上です。

○阿部富雄委員 この森のこだま館、平庭高原体験学習館は、平成 20 年度は 960 万円余の赤字、平成 21 年度は 553 万円余の赤字、それからしらかばの湯、平庭高原自然交流館は、平成 20 年度 141 万円余の赤字、平成 21 年度は 83 万円余の赤字と、こういうことですが、いわゆる管理費を出さない、珍しい管理委託といひますか、指定管理者なわけですけれども、それに越したことはないと思ひますが、果たしてそれで運営が成り立つのかなという、そういう心配をしているわけです。特に選定する際には仕様書というのを恐らく出して、維持管理にはこれだけの金額がかかるというのを恐らく出すのだからと思ひますが、この仕様書で見たものと、実際の運営の実態というのはどういふふうな関係になっているのでしょうか。

○工藤政策地域部副部長兼政策推進室長 施設の運営につきまして、利用料金制度をとらせていただいております、いわば独立採算制、収入は指定管理者に帰属するというようなことでございますが、県内でもほかに陸前高田オートキャンプ場モビリアでございますが、あとは種市漁港海岸の休養施設という例がございます。

経営状況につきましては、先ほど御指摘がありましたとおり、赤字というふうなことではございますが、改善されてきつつあるということも事実でありますし、それぞれ単体でかみ合わせた赤字ということになります。例えばしらかばの湯につきましては、平庭山荘に隣接しているということで、それぞれが総合的に連携しながら機能を発揮しているということで、それぞれの経営する会社につきまして見た場合は、トータルでは黒字を維持しているというふうな状況でございます。

仕様書との乖離ということでございますが、仕様書の中にはどれぐらいかかるというふうなことまではお示ししておらず、あくまでも利用料金制度という中で独立採算でやってほしいということを記しているというふうなものでございます。

○阿部富雄委員 使用料等で賄っているということですが、使用料だって、これは指定管理者が独自に決められるという中身にはなっていないのですよね。恐らく県のほうで使用料については一定の基準を示して、これでやりなさいよというふうになっているわけですよね。そうすると、赤字が出てもその埋め合わせをするところがないとなると、これは指定管理者は企業経営全体の中で吸収するということですからそれでいいのかもしれませんが、ただこれがほかの指定管理者であった場合に、そこだけ請け負った場合、なかなかそういうわけにはいかないと思うのですけれども、その辺の兼ね合いもあると思うのですけれども、そういうことについてはどのように考えられるのですか。

○工藤政策地域部副部長兼政策推進室長 まず使用料、利用料金の関係でございますが、県のいわて体験交流施設条例の中で金額の上限を定めてございます。その上限の金額の範囲内で各指定管理者がそれぞれ料金を設定いたしまして県の承認をもらうというような仕組みになってございます。現在のところの利用料金につきましては、上限額の内側となっております。

それで、指定管理ということで委託しっ放しではないかというふうな御指摘かと存じますが、県のほうでも利用拡大ということにつきましては、地元と一緒に利用促進戦略会議と、ちょっと大仰な名前でございますが、そういった会議を設置いたしまして、地元の市、町、そして広域振興局も入って、利用促進に向けたさまざまな取り組みを行ってございますし、県といたしましても県のホームページでの周知、PRあるいはリーフレットの作成などを通じまして利用促進に取り組んでいるという状況でございます。そういった状況の中で、利用者数につきましても年々改善されつつあるというふうに理解しておるものでございます。

○関根敏伸委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○関根敏伸委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○関根敏伸委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○関根敏伸委員長 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第19号当せん金付証券の発売に関し議決を求めることについてを議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○八矢予算調製課総括課長 議案第19号当せん金付証券の発売に関し議決を求めることについて御説明いたします。議案(その3)の14ページをお開き願います。

当せん金付証券の発売に関し議決を求めることについてですが、これは平成23年度におきまして、全国自治宝くじ及び関東・中部・東北自治宝くじを総額98億円の範囲内で発売しようとする事について、当せん金付証券法第4条第1項の規定により議会の議決を得ようとするものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○関根敏伸委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○関根敏伸委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○関根敏伸委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○関根敏伸委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって議案の審査を終わります。

次に、請願陳情受理番号第 114 号所得税法第 56 条の見直しを求める請願を議題といたします。当局の参考説明を求めます。

○八重樫税務課総括課長 受理番号第 114 号所得税法第 56 条の見直しを求める請願について御説明申し上げます。

所得税法第 56 条は、事業を営む者の親族が事業から受ける対価について規定しているものであり、事業主と生計を一にする配偶者やその他の親族が事業主から対価を受ける金額を事業にかかる必要経費として認めないというものです。

この立法趣旨は、親族間の所得分配による租税回避行為を防止するというものでありますが、例外として所得税法第 57 条の規定により、労働報酬だけに関しては所定の手続、要件を経て給与として必要経費に算入することができます。

具体的には、仕訳帳、総勘定元帳などの帳簿や貸借対照表、損益計算書などの決算関係書類等の一定の要件を満たす帳簿の記帳義務を満たす事業主に対しては青色申告が認められ、給与として必要経費に算入することが認められています。

一方、青色申告者以外の白色申告者については、実際の給与の支払いの有無にかかわらず、

配偶者は 86 万円、その他の親族は 50 万円の定額控除となっています。

なお、所得税法第 56 条は、親族の労働報酬ばかりではなく、事業主が親族に払う家賃や利息といった支払いについても必要経費として認めていないものであります。

以上が所得税法第 56 条の内容となります。所得税は国税であり、国税に対してこうあるべきという具体的な判断を持ち合わせているわけではありませんが、税制度上は帳簿の記帳義務を前提とした青色申告制度は一定の合理性はあるものと認識しています。

○関根敏伸委員長 本請願に対し、意見はありませんか。

○千葉伝委員 税は余り詳しくないのですが、所得税法第 56 条を今説明いただきました。請願の中を読んでいきますと、国連の女性差別撤廃条約第 6 回審査で所得税法第 56 条は時代おくれの特異な差別的な法律だと、こういうふうな表現がされていますが、そのとおりなのでしょうか。

○八重樫税務課総括課長 所得税法第 56 条につきましては、先ほど御説明したとおり、給与だけではなくて、家賃や利息といった支払いについても、親族間での租税回避行為につながるという意味で必要経費として認めていないものでありますが、その例外として、給与について、青色申告をする場合に必要経費に算入することが認められるという所得税法第 57 条の規定を設けているものでございます。

請願の趣旨として、恐らく青色申告と白色申告によって、青色申告をしていないからといって、配偶者の控除を 86 万円の定額控除、そういうケースとしてみなすことについて不公平、不公平という請願となっているのではないかというふうに考えられます。

具体的に例えば、そういった場合に、給与所得として認められないこととなりますから、子供さんを保育園に入れるときに所得証明が出ないので、民生委員からの証明書をつけないければならないというような不利益もあるというふうには伺っているものでございます。

○千葉伝委員 大体わかりました。いずれ税法という話になると、そのとき、そのときで国の財政等々から考えれば、大きな意味では財政改革ということでの財政再建という大きなことをしなければならない。そういった中で、国でも現在抜本的な税制改革に向けて、これまでもさまざま進められてきている分というのが当然あるし、今も検討されていると、こういうふうに思っているところであります。ただ、余り進んでいないような感じもしますけれども、そういったあたりでは、現在の国のほうの税制改革、この所得税法も含めた検討の状

況とか、現状はどういう状況なのでしょう。

○八重樫税務課総括課長 国の税制改正論議の中では、所得税につきましては、いわゆる所得控除の関係で扶養者控除であるとか、あるいは23歳以下の扶養控除をどうするかといったような議論に焦点が当たっているというふうに考えております。

ただし、政府税制調査会の中の納税環境整備プロジェクトチームがございまして、その報告書、先日出ましたが、その中で、今問題になっております白色申告者の記帳義務化に伴う今後の課題と題しまして、白色申告者の記帳水準が向上した場合には、現在白色申告者に認められている専従者控除についてどのような見直しが可能か検討してはどうかというふうな報告があるものでございまして、国のほうでもこの青色申告、白色申告にかかる記帳義務化の問題、これらについては検討を進めていかなければならないという認識をしているとは思いますが、すぐすぐ平成23年度の税制改正でこれが何らかの形になるというものではないというふうに認識をしております。

○千葉伝委員 ありがとうございます。私は新聞情報等しか得てないのですが、事と次第によっては、この配偶者の控除も廃止とか何とかというのが制度の話でも出ていると。そうすると所得税法だけ、ここだけを何とかしようといったときに、ほかのほうの分が逆に今度はマイナスになるとか、いろいろなことが考えられるのではないかなと。所得税法だけについての今回の請願の趣旨はわかるのですが、これだけをとらえてこれだけを改正すると、こういう話で進めたほうがいいのか、あるいはほかの税制の中で、全体的な中で税制改革と、こういったことを進めるとして、そこにこの所得税法の中身まで、しからばこうしたほうがいいのかと、こういうふうなことも必要なものがあるのかなという感じを今の現状では、私は思っています。

したがって、ほかの県、全国で6県とか287の地方議会で、所得税法第56条の廃止等の決議とか意見書を国に上げるような動きになっていると、こういうふうな表現もありますが、県内でもそれぞれの七つの市町村議会等でも意見書が採択されている、こういう状況なわけですが、県の中でこれをどうするかということの議論も含めた、そしてまた国に対しての考え方も整理する必要もあるのではないかなというふうに思います。

以上です。

○渡辺幸貫委員 ちょっとだけ質問です。青色申告と白色申告の違いですね、帳簿をつけたからといって、基礎控除10万円か何か引くのですよね、青色申告の場合は。それで、今おっしゃるように配偶者や家族にきちんと払うという家族経営で農業なんかもお金を払おう

という動きが出てきて、そうするとそれは青色申告であれば配偶者 86 万円というのはいかにも最低賃金を下回るような金額だという向きもあるのだらうと思うのですね。その辺、それなら、青色申告にすればいいではないか、そういう税体系ができていのだぞというふうに例えば税務署のほうから見られるものなのかどうなのか。我々は今まで白色申告でみんなやってきたから、何となくその流れで農家などもずっと白色でやっているのです。ただ最近是非常に帳簿をきちっとつけなければならぬというふうなことで白色申告と青色申告とほとんど差がなくなってきた、申告の実態ではですね。そういう中でこれが出てきたなと私は思うのですけれども、何か違いと、青色申告だったら 86 万円を軽く超えられるのにというふうなところの思いがあればお聞かせ願いたいと思います。

○八重樫税務課総括課長 税務署のほうで、国税のほうで青色申告のほうを奨励しているというのはこれは事実でございます、特に法人会連合会等を通じてそういった青色申告の要請をしているということはそのとおりでございます。

また、今委員がおっしゃられましたとおり、青色申告によって青色事業専従者給与ということで、控除ではなくて、みなす経費ではなくて、実際に支払った給与を経費として全額算入できる制度を入れているということもまさに青色申告を奨励するということのあらわれではないかなというふうに思っています。

一方で、まさに青色申告がなかなか進まない。聞くところによりますと、そのパーセンテージが 5 割を超えた程度というふうに伺っていますが、その要因としては、やはりそういった帳簿への記載の煩雑さといいますか、そういったものがあると思いますが、いずれそういった申告、申請を所轄の税務署にすることによって青色申告が認められるという現状でございますので、国税のほうとしては、今の制度の中で青色申告のほうを推奨しているということになるかと思えます。

○渡辺幸貫委員 では、青色申告にすれば解決するんだね、この問題は、逆を言えば。

○八重樫税務課総括課長 国税から言わせれば、青色申告してもらえば、給与は全額経費として認めますという言い分になるかと。

○関根敏伸委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○関根敏伸委員長 ほかになければ、本請願の取り扱いを決めたいと思います。本請願の取

り扱いはいかがいたしますか。

○阿部富雄委員 私は、この請願の紹介議員になってまいりました。内容についても、不明な部分については請願者にいろいろお聞きして、やっぱりこれは早期に改正すべき中身だというふうに理解をいたしましたので、ぜひ委員の皆さん方にも御理解をいただいて、御賛同いただければというふうに思います。ぜひ採択していただきますようお願いいたします。

○千葉伝委員 まだちょっと中身について、こうすればいいのではないかとかという話、あるいはまだまだこれから税制改革といった中での検討というものが国も含め、県内のほかのところとの兼ね合いもあるというふうな状況だと私は思います。

したがって、大きい趣旨では別に反対するものではありませんが、再度検討すると、こういうことも含めて継続審査で対応してはいかがかなと思います。

○五日市王委員 我がほうも紹介議員に名前は連ねさせていただいておりますが、先ほど来、議論がありましたように、これを見直しをすることによってのメリット、デメリットとかさまざまなこと、もう少しちょっと理解を深めたいなという思いがございますので、継続ということをお願いします。

○関根敏伸委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○関根敏伸委員長 それでは、本請願につきましては、継続審査と採択の意見があります。採決を行いたいというふうに思いますので、よろしくようお願いいたします。

まず、継続審査について採決を行いたいと思います。本請願は継続審査とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○関根敏伸委員長 起立多数であります。よって、本請願は継続審査とすることに決定いたしました。

以上をもって請願陳情の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

○千葉伝委員 ちょっと耳に挟んだ話であります。平成 23 年 4 月に向けて、平成 22 年 4 月から 4 つの広域振興局体制と、こうすることで県のほうはさまざま地域のために頑張っていると、これは理解しているところであります。ただ何か最近の話で、組織再編になるのだから、組織の運営上の話になるのだから、庁内の何だかの部と何だかの部を動かすような話がちょっと聞こえてきたのですが、本当でしょうか。こういう考えがあるのでしょうか。

○吉田管財課総括課長 県庁舎執務室の再編成についてであります。平成 22 年度の組織再編がございました。その際、総合政策部が政策地域部と秘書広報室になったという経過がございます。この経過を受けまして、本来であれば、私の理解ですと、政策部門というのは知事、副知事の支援スタッフでございますから、近接する場所にあるべきではないかというふうな御意見がございまして、その当時から問題意識を持っておりました。

平成 22 年度の当初から、それに対応するような再配置はできなかったわけですが、その問題意識を受けまして、庁内の各部で構成します検討委員会、検討組織をつくりまして、ただいま検討しております。

平成 23 年度に向けましては、まだ組織定数査定等の事務が残っておりまして、最終的にどのような形になるかということがはっきりしておりませんので、まだその再配置についての検討結果を得るに至っておりませんが、いずれにしましてもそういった問題意識のもとに検討しているという事実はございます。

○千葉伝委員 今、検討していると、こういう話ですと、先ほどの話で各部の部長たちが当然入った中で検討していると、こういうふうに思います。

ごめんなさい、一職員ということではなくて、部長の立場で再編するのは総務部かな、そういったことをもし進めるとすれば、総務部長のほうからそういった動きがあるということなのか、そしてまた、やるとすればどこどこの部を考えているのか、その辺もし言えるのであれば。

○菅野総務部長 先ほど管財課総括課長から御答弁申し上げたとおりでございますが、庁内の配置ですので、最も仕事がやりやすいように庁内を配置していくというのが原則だと思います。今までも組織再編に伴っていろいろ庁内で部単位で移動したこともございましたので、今回まだ来年度の組織定数をどうするかという検討に至っていません。ただ一方で、

昨年度かなり大規模に本庁も組織改編をやったということから、結果的に政策部門が原則 8 階にある。ちょっとトップと離れ過ぎではないかという議論は確かにございました。ですから、そういった点も含めて、最も仕事を合理的にやるためにはどういう方策がよろしいのかということは今検討させていただいている。具体的には各部局の管理課長レベルでいろいろそういう事務的なすり合わせをさせていただくことになりますので、そういうレベルで検討させていただくことになろうかと思えます。

○千葉伝委員 まだ正式に決まった話ではないということだと理解します。いずれやりやすい体制、こういう部分は当然これは必要かとは思いますが。ただ、同じ県庁の中で、部内の移動とか何かであればそれはあり得る話なのだけれども、例えばある部とある部が、上が下に来て下が上に行くとか、そんな話になるととんでもない、フロア全部が動く話になるのではないかなと、もしそうなった場合の想定ですが。そうなってくると当然期間もかかるでしょうし、それから移動させる分で何日かかるかわかりません。当然ある一定の期間が必要でしょうし、ただでやれるかと、こういう話は職員が全部自分の机を持って上がればそれはただかもしれませんけれども、いろんな移動をするといった場合は、やっぱり財政的な部分もそこに出てくることも私はあるのではないかなと、そういったことも重々、何のためにやるかと、この説明がきちっと、我々はもちろんですが、来てもらう県民とか、あるいは市町村とかも含めたそういった中で、もしやる場合の検討する中身でそういったことをしっかりと説明責任がきちっと立つことをやらないと、ただ単に近いところがいいからという話で動くのであれば、私はそれはちょっと問題があるのではないかと。何かのときに、緊急も含めて連絡体制はとれていないのかと、こういう話になりかねないのではないかなと思えます。これはまだ決まっていない話ですので、そういう検討をしていることを今お聞きしましたので、その検討の中にしっかりとそういったことも入れた上での御検討をお願いしたいと、これは要望です。

○飯澤匡委員 今のとちょっと関連する事項を最初にお伺いします。

県庁内の多くの業務はイントラネットで行われていると聞いておりますが、その状況を示していただきたい。

それから、県庁内は多額の予算を投資して電子決裁をするというようなことにされたわけですが、今の実施状況はどうでしょうか、お示しいただきたいと思えます。

○菅野行政情報化推進課長 ただいま庁内におきますイントラネットの状況のお尋ねがございましたけれども、現在職員一人 1 台パソコンということで、各端末は各机の上で、職員が自由に使えるような環境になっております。実際はパソコンの移動、執務室の移動、それ

から職員の異動に関しましては、内部的に情報を持っていますので、職員が異動してもそこは自由に異動先のところで端末を使えるような情報の設定の仕組みが講じられており、内部的にパソコンの管理上、作業環境の変動が生じても問題ないと考えております。

○紺野法務学事課総括課長 電子決裁システムの関係でございますけれども、決裁システムについては、文書の簡易システムということで、軽易な文書の決裁システムもございますけれども、全庁を通じての段階的な決裁システムというものは現在のところ、構築してはございません。

○飯澤匡委員 では、例えばメールによる電子決裁等の実施見込みについて、どのような段階で進もうという計画はもう全然ないのですか。どのようなことになっているのでしょうか。

○紺野法務学事課総括課長 電子決裁システムにつきましては、過去に文書の決裁システムということで構築を図ろうとした経緯がございますけれども、技術的になかなか難しい。例えば、図面を必要とするようなものにつきましては、図面がなかなかシステム上で搭載できないですとか、そういった実質的な問題等がございます。そういったことで、このシステムについてはどうしても多額の予算も必要だということで、しばらく見合わせるということで御理解を賜りまして現在に至っているものでございます。

ただし、最近クラウド技術が進展してまいりましたので、そういったシステムにですね、クラウドの中で汎用性があり、かつ経費的にも軽減化されるというような状況も徐々にではありますが、出てき始めておりますので、それらを私ども注意深く見ながら対応してまいりたいと考えてございます。

○飯澤匡委員 それでは、先ほどの千葉伝委員の質問とほぼ同じ内容のことをもう一回聞きます。ただいま検討中であるとの答弁でありましたが、これは管財課のほうに直接もう指示があったというふうに私は伺っております。検討中ではなくて、既にゴーサインが出たというふうに伺っておるのですが、そうではないのですね、そうしますと。再度伺います。

○吉田管財課総括課長 ゴーサインというふうなお話でしたが、その理解についてですが、基本的なこれまでの検討経過については了解したというふうに上司のほうに相談した際には返事を受けております。

先ほどお話ししましたように、組織定数査定というのが12月にありまして、来年度の組織体制はその時点で決まりますので、最終的な結論というのはその後になるかというふう

に承知しております。

○飯澤匡委員 それでは、こういう大きな引っ越し、私の仄聞したところによると大分大がかりな引っ越し予定ということを知っております。庁議ではどのような議論があったのか、その意見調整、そしてまたその目的、メリット、デメリット、どのような議論があったか。これは全く、今のように上司に対して了解したということであれば、まさしくこれは庁議で検討しなければならない重要な課題だし、多額な引っ越し費用もかかるということになると、これは県民に対してもしっかりと説明しなければならぬということになると思いますよ。そういう状況についてはどのような状況があったのでしょうか。

○菅野総務部長 先ほども御説明申し上げましたが、いろんなそれぞれの仕事のやりやすさ、どのようにやっていったらいいのかという問題意識から、関係部局のいわゆる管理課長レベルで管財課が中心となって、いろいろ検討を進めさせていただいた経緯がございます。そういう庁内の配置を庁議で決定すべき事項かというのはいろいろ議論があろうと思えますし、先ほど申し上げました来年度の組織定数がまだ固まっておりませんので、そうした中で仕事をやりやすくするために県庁内でそれぞれの事務的な配置を行ったらいいのかというものについては、引き続き、まず事務的に検討をさせていただく必要があるのかなと思っております。

○飯澤匡委員 わかりました、これ以上聞いても事実関係が明らかにならないと思いますので。

千葉伝委員も申し上げましたが、私はどのような働き方がいいのかという点については、目的がはっきりしなければならないと思うのですね。その目的がはっきりしない場合に、多額な引っ越し、これは恐らく 1,000 万円単位になるのではないかというふうに見込まれるというようなことを仄聞しております。これは、これから先かなりの歳入不足にもなるだろうという、この県の財政状況の中で、今の話だと管財課の調整会議の中でやっている。それだけでは済まないですよ、これは。きちっと議論をした中で県民に明らかにしないと、県民にちゃんとメリットがあるかどうかということをはっきりさせなければだめだ。これだけ申し上げます。何か御所見があれば。

○菅野総務部長 厳しい財政環境というのはおっしゃるとおりでございます、私どもの部でそれは所管させていただいておりますので。したがって、委員からお話があったとおりに、かけた費用に対してどういう効果をもたらすのかということは、何か仕事を行う場合については常に検証していかなければならないだろうと思っておりますので、そういう考え方で進めさせていただきたいと思っております。

○飯澤匡委員 一番初めに出した質問と同時に、やはり多角的な見地からこの仕事のしやすさというのは考えなければならないと思うのですね。確かに全部が全部電子化を進めて効率がいいというのも考えられない話です。そこはやはり総務部がきちっと説明できるように、説明責任を果たさなければだめだと私は思います。

以上です。

○☆ 下正信委員 きょうの新聞に、来年の統一地方選挙で、全国で1,800カ所の投票所が削減になるという記事がありました。岩手県でも減るところがあるのでしょうか。

○佐々木市町村課総括課長 岩手県選挙管理委員会事務局の書記長ということで答弁させていただきます。けさの朝日新聞に、来年の統一地方選が全国で投票所1,800削減という記事が載ってございました。県内の状況ですが、県内につきましては、岩手県選挙管理委員会としては、年明けに各市町村選挙管理委員会のほうに投票所にかかる照会をし、取りまとめることとしておりますので、現時点では数字は把握しておりません。けさの新聞は、新聞社が独自に調査したものと思います。

ちなみに、前回、平成19年の統一選のときの県内の投票所数は1,156でありまして、ことしに行われました参議院議員通常選挙における投票所数は県内で1,152となっております。

○☆ 下正信委員 この投票所に何人ぐらい配置になるのでしょうか、1投票所に。

○佐々木市町村課総括課長 投票所におきましては、職員として選挙人名簿との照合を行うための職員、それから投票用紙を配る職員ということで、必要最小限の人数を配置しておりますし、さらに投票立会人というものを2名から5名置くということになっておりますので、そういった中で市町村選挙管理委員会のほうで必要な人数をはじいて配置しているものというふうに考えてございます。

○☆ 下正信委員 人数は何人と決まっていないのですね、各市町村の選管でということだと思いますけれども。ということによろしいのですね。

○佐々木市町村課総括課長 職員を何人置けという規定はございません。投票立会人については2人以上5人以下ということになっております。

○☆ 下正信委員 我々も投票に行くのですけれども、随分いっぱいいるなという認識でいる。地域の人も顔見知りの人もいますし、果たしてどういう役割をしているのかなということもまず一つ聞きたかったのです。

次に、障がいを持った方々が行きやすい、多分バリアを取り除いていただいているとは思いますが、障がいを持った方々から言わせれば行きにくいというようなお話もございまして、その辺とか、それとそこに立ち合っている方々の対応というか、商売ではありませんからね、行っていい顔をしろということはないかもしれませんが、何しに来たみたいな顔をされると、何かということもちょっと有権者の方々からお話がありましたものですから、ぜひその辺をですね。何ていうのでしょうか、いらっしゃいませということではないと思うのですけれども、対応を少し御指導いただければいいのかなというふうに思いますが、何かあれば。

○佐々木市町村課総括課長 いわゆるバリアフリーの関係と、それから投票所における職員等の接遇とございますか、対応の2点の関係かと思えます。

まず、1点目の投票所におけるバリアフリーについてでありますけれども、これにつきましては、今までも投票所の入り口のところの段差について、臨時の簡易スロープを設置するなり、そういったことを各市町村選挙管理委員会においてそれぞれの投票所の状況に応じて対応してきたところではありますけれども、なお一層対応が必要な部分もあろうかと思えます。

国におきましても、現在、障がい者にかかる投票環境向上に関する検討会というものを設置いたしましていろいろ検討しているところでございます。そういった検討委員会での調査結果、検討結果等も踏まえて、今後いろいろ県としても市町村選挙管理委員会のほうにもいろいろ助言してまいりたいと思えます。

それから、2点目の接遇対応の関係については、まさに県民の方、住民の方に接する上での公務員としての対応ということかと思えます。これも含めまして、市町村選挙管理委員会のほうに対しましては適切な助言をしていきたいと思っております。平成23年1月の後半には統一地方選挙に向けた市町村選管の担当者の会議も予定しておりますので、そういった場で、委員御指摘の点も含めて周知したいと考えております。

○☆ 下正信委員 ありがとうございます。よろしく申し上げます。

もう一点、私、先日アイーナに行く機会がありまして、昼御飯を食べる会があって、行っ

たのですよ。午後0時近くにつくっていただいた昼御飯を食べました。おいしかった、すごく。ああ、いい会だなというふうにして食べ終わったのですけれども、そうしましたら、すぐ片づけなければならぬというのですよ。すぐ片づけなければならぬというので、何でと聞いたら、午前と午後で分けて貸し出ししているという話なのですけれども、そうなのですか、ちょっとそこをお聞きしたいのですけれども。

○佐藤NPO・文化国際課総括課長 アイーナにつきましては、午前、午後、あと1日というのがありますけれども、それぞれ分けまして料金を設定しておりますので、委員の場合はその午前なら午前ということで、午後からはだれかほかの方が入っていらっしやったということで、そういうお話になるのかなと思います。

○☆下正信委員 午前、午後って、昼御飯食べるのにおかしいとは思いませんか。もう少し何か時間帯で貸すとか、午前で区切って午後で貸すとか1日とか、もう少し利用者のためになる貸し出しの仕方ってできないのでしょうか。素朴な質問なのですけれども。

○佐藤NPO・文化国際課総括課長 時間の設定につきましては、一覧表というか、料金表ではそうなっておりますが、いろいろ食事をする時間等につきまして、指定管理者のほうに御相談いただければ、それなりに対応できるというふうに考えております。

○☆下正信委員 ぜひよろしくをお願いします。

○関根敏伸委員長 この際、まだありますよね、何人か。

では、この際昼食のため午後1時まで休憩いたします。

(休憩)

(再開)

○関根敏伸委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、何かありませんか。

○阿部富雄委員 それでは、円高、デフレ対応のための緊急総合経済対策にかかる平成22年度補正予算案についてお聞きをいたします。11月26日にこの補正予算成立したわけでありましてけれども、本県に対する予算額の内容というのはどのような状況になっているのか。

これを受けて、県ではどのように対応をされていくのかお伺いします。

補正予算は4兆8,500億円余でありますけれども、そのほかにも公共事業の契約の前倒し、いわゆるゼロ国債、債務負担行為で2,300億円余も措置されているわけでありますけれども、これの対応も含めてお伺いいたします。

○八矢予算調製課総括課長 先般成立いたしました国の補正予算の関係で幾つか本県にも影響のある内容が含まれておりますが、ただ例えば雇用基金の積み増しみたいなものは国から額が示されているものもありますが、厚生労働省関係のほかの、特に保健、福祉、医療の部分でまだ国から具体的な話が来ていないというふうに聞いてございまして、全容自体は把握してございません。ただ、公共事業関係はいろいろ国とやりとりをしているというところではございまして、本県の影響額として数十億円規模の事業の追加になるのではないかとこのように見込んでございます。

それから、地方向けの二つの交付金が今回創設されてございまして、きめ細かな交付金と住民生活に光をそそぐ交付金という二つの交付金が創設されてございます。こちらは、先週金曜日にやっと制度の大まかな概要が示されたところでございまして、これからこの交付金の趣旨に沿ってどういった事業が可能かということや、これを庁内で議論するというところになるかと思いますが、今のところ1次限度額ベースで本県の配分予定が二つ合わせて大体25億円前後になるかというふうには考えてございます。すぐ事業化できるというものでもなく、早急にですね、庁内で検討を進めまして、さきの本会議で知事から答弁申し上げましたとおり、2月補正予算ということで予算化をするべく、作業を進めたいと思っております。

○阿部富雄委員 具体的な金額等については、雇用と二つの交付金程度しか明確でないということで、これからの検討だということですが、これは国の対応がちょっと悪いと思いますよね。国民生活に緊急に必要な予算だ、早く通せと言ってきて、その後、全然具体化しないということですからやっぱり問題だと。国の姿勢そのものも私は疑うわけですが、それは別にして、本県としても、今年度だって、政策的経費は前倒しで実施してきている部分があるわけですよね。そうしますと、これからの執行状況を考えると途切れてしまっているという、こういう状況の部分だであるだろうと思うのですが、その部分は早急に手当てをするということが必要だと思うのです。

そこで、本年度の政策的経費の前倒しというのはどの程度執行されているのか。それから緊急に、先ほども雇用の問題はほぼ確定したような内示額のことをお話しがありましたけれども、雇用対策等については早急に対応すると、こういうふうなことが必要だというふう

に思います。

そこで、全額の内容が明らかにならなくても、わかった部分については早期に予算化して執行するという、この姿勢が必要だと思うのです。今、お話しされたように2月補正となりますともう2カ月、3カ月おくらせてしまいますよね。果たしてそれで経費のつなぎだとか効果というのが果たしてあらわれるのかなという、こういう疑問もあります。しかも、来年は政策的な当初予算については見送って骨格予算だといっているわけですから、やはりそういう意味でもきちっと対応できるものについては対応して早急に執行するという、そういう体制をとるべきだと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○八矢予算調製課総括課長 できるだけ早急に対処すべきではないかという御意見に関してはそのとおりかと思えます。できるだけ早急に議論をしてというふうに考えてございますが、何分やはり本当に効果的な事業を予算化する必要があると考えておきまして、ある程度のやりとりは必要かなと思ってございます。

今おっしゃったように、来年度当初予算は骨格予算として編成するという方針のもとで作業を進めてございますが、政策効果が息切れすることのないよう早急に事業着手が必要で、なおかつ効果的な事業に関しては、2月補正への前倒し等々も含めて検討を進めたいと思っております。

○阿部富雄委員 必要な事業は2月補正予算で前倒しと言うけれども、前倒しというよりおくれでしょう。少なくともまだ今月は、きょうは6日でしょう、20日以上あるわけですよ。あなた方の能力をしても、十分に確定した部分については予算配分なり予算編成というのはきちっとできるのではないですか。特に雇用問題なんかについては、来年度の新卒者も含めて非常に厳しい状況にある。こういう中で、2月補正でやったって実際執行できるのは3月末か4月になってしまうでしょう。そうであれば、やっぱり今のうちにきちっと補正を行って、年明け早々から執行できるという、そういう体制をつくる必要があると思うのです。それが今度の補正予算の意味でなかったのですか。2カ月も3カ月もおくられているような予算であれば、何も緊急対策なんていう言葉を使う必要はないでしょう。

ですから、私は少なくとも年内には、わかっている部分で緊急なものについては措置をして、切れ目なく政策を進めていくという、そういう姿勢が大事だと思うのですけれども、いかがですか。

○八矢予算調製課総括課長 できるだけそのように対応したいとは思いますが、実務的には、この補正予算だけに集中して議論するというのであれば何とか頑張れないこともないか

もしもかもしれませんが、並行して既に当初予算編成の作業に入っておりますので、当初予算、骨格といっても、すべての予算肉づけで決めるということではなく、ある程度継続事業等も含めて当初予算でしっかり議論をしていくというのもございますし、さらに上乘せして今後補正予算で検討ということもございますが、できる限り早急に検討したいと。

それから、2月補正ではなく、早急に執行すべき部分があるのではないかとといった御指摘もそのとおりに思います。当初予算に計上している事業の中で、予算上は計上しておりますが、まだ執行していない部分、もしくは執行残で対応できる部分も相当あるのではないかと考えておりますので、特にこの関係の事業、そういったものがあれば、できるだけ迅速に対応できるように協議を重ねていきたいというふうに思っております。

○阿部富雄委員 その執行状況ですけれども、さっき、質問でも執行状況はどうなっているのだと聞いたけれども、実態は把握していないわけですよね。そういう中で予算編成をするのは、それは難しい話だと思うのですよ。常にそれぞれの部局は、みずからの仕事がどの程度執行されているのか、今何を必要としているのかということを考えてやってもらうということが必要なのですよね。皆さんはただ数字を計算して予算をつくれればいいという考え方もできませんけれども、その予算で県民が生活をしているわけですから、県民の立場に立ってきちっと対応してもらおうという、そういう姿勢を私は持っていたきたいというふうに思います。

これ以上お話ししても答弁が出ないと思いますからやめますけれども、ただ4兆8,500億円といいますと、今までの補正から見ても岩手県に配分されるのは大体100分の1ぐらいと見ても大体480億円ですよ。やっぱり大きい金額ですね。ですから、きちっと対応していただきたいというふうに思います。

それから県発注工事をめぐる、いわゆる談合問題の関係でありますけれども、公正取引委員会は談合が認定された受注業者に課徴金納付命令を出したということが報じられておりますけれども、県はこの課徴金命令案の内容あるいは命令状況等についてはどのように把握をされているのでしょうか。

○高橋入札課長 ただいまお話のありました課徴金納付命令案でございますけれども、県といたしましては、新聞報道によりまして承知はしておりますが、当事者ではないということもございまして、また公正取引委員会もそういった照会については、仮に県からの照会にいたしましても回答はしてもらえませんが、県は当事者ではないということで、内容は知り得る状況になく、新聞報道の範囲内でございます。

○阿部富雄委員 正式な答弁はそういうことになるのだろうと思いますが、ただそれではあなたの仕事が務まらないのではないですか。少なくともどういう状況にあるかという情報収集であるとか、分析はしておくというのはあなた方の仕事であって、いつでも県が対応しなければならない事態に備えるというのが普通ではないですか。

では、出された事実だけでお聞きしていきますけれども、この期間内で133件の岩手県発注物件のうち、106社118件の物件について公正取引委員会が談合の認定をしたといいますか、受注調整が行われたのではないかというふうにしているわけですね。そして、明らかに受注調整が行われたと認定しているのは58件ですね。残る5件は、残念ながら106社が談合はしたけれども受注に至らなかった。そしてさらに残る60件については、受注調整が行われたのではないかと推認されるという、こういうふうな判定を下しているわけですね、審決をしているわけですね。では、これをもとに算定した場合に、公正取引委員会の課徴金というのはどういうふうになるわけですか。

○高橋入札課長 今委員から御指摘のあった仮定のもとに課徴金の額を試算いたしますと、約3億7,000万円ほどになるかと考えております。ただいま申し上げました数字は、委員が御指摘した推認物件も含むという前提で、さらには既に倒産等した会社については除外して計算すれば3億7,000万円ほどになるものと計算しております。

○阿部富雄委員 簡単に公正取引委員会が出している資料だけでもそういうふうに出てくるわけですね。ですから、それをもとにそれぞれの企業に対して意向を聞いたりすればはつきりする中身であって、知らないとか何とかという、そういうことにはならないのではないですか。

続けてお聞きしますけれども、この課徴金が確定をすれば、県は自動的に賠償金を請求するという、こういうことになるわけですが、先ほどの公正取引委員会が審決した中身で計算した場合、県の賠償金の金額というのは幾らなのでしょう。

それから、もう一つは、明らかに受注調整が行われた物件と推認できる部分についても、従来は賠償金を請求できるというふうにされてきたわけでありましてけれども、本県の場合は推認を行うという考え方に立っているのでしょうか。その場合、どの程度の金額が見込まれるのですか。

○高橋入札課長 推認につきましては過去に、例えば県内で申しますと、盛岡市のごみ焼却施設について、公正取引委員会の審決でもって推認と取り扱われていたものが、裁判では損害賠償を認めたとという事例もございます。

そういった過去の裁判での判例あるいは取り扱いを参考に、県としても最終的に推認物件についての取り扱いは決定していかなければならないものと考えております。その推認物件 60 件を含む賠償請求対象について試算をいたしますと、これもやはり先ほど申し上げたとおり、既に倒産等した会社の企業の分を除外してでございますけれども、工事契約件数で 97 件、契約額では当初契約ベースで約 147 億円でございますので、過去にそれらの会社と取り交わした契約の条項によりますとその 10%、14 億 7,000 万円ほどが賠償金請求額になろうかと現在試算しております。

○阿部富雄委員 そうすると推認も含めて 14 億 7,000 万円余の賠償金ということですが、県の建設業協会では分割払いなども要望しているというふうに聞いておりますけれども、そういう県の建設業協会等からの要望だとか、その内容についてはどのような状況になっているのでしょうか。

それから、あわせて違反工事に対しては国庫補助金の返還も当然生じてくるわけでありますけれども、この 118 件にはどの程度の国庫補助金が入っていたのでしょうか。

○高橋入札課長 まず第 1 点、協会からの、業界からの減額等の要望でございますけれども、現時点では県にはまだ要望等は出されておられません。

第 2 点の賠償請求額にかかる国庫財源の充当分ですが、先ほど試算した数字で 147 億円の契約額ですから、賠償額はその 10%と申しましたけれども、14 億 7,000 万円と試算した賠償請求額のうち約 2 億 3,000 万円ほど、約 16%になりますが、それが国庫財源によって賄われていたものと把握しております。

○阿部富雄委員 そうしますと、過去の例では沖縄県でも賠償金を半額にするとかんんとかって、いろいろあった経過がありましたけれども、本県の場合は推認も含めて賠償金については請求をする。それから、国庫補助金の返還については 16%相当、2 億 3,000 万円ということではありますが、これも当然返還をしなければならない金額ですから、そういうふうな対応をしていくということで、規則どおりの対応をしていくという、こういうふうな考え方でよろしいわけですか。

○高橋入札課長 まず第 1 の推認分も含めた請求ということですが、これは課徴金納付命令の確定等を踏まえて、最終的に、先ほど申しましたとおり、過去の判例等も参考にしながら、請求の内容については確定させていきたいと考えております。

また、国庫補助金の返還につきましては、これまでの取り扱いから、損害賠償請求ではなくて損害賠償請求後、それが返還されたものについて順次精算をして返還をしていくということです。その点につきましてはルールに基づいて対応してまいりたいと考えております。

○木村幸弘委員 1点だけ簡単に質問させていただきたいと思います。先般12月2日の新聞に自主防災組織の関係で、市町村と、それから県が組織率を取りまとめている関係の、認識のずれということが指摘をされておりました。専ら記事の内容を見ますと、花巻市を例にとりながら、その実態の状況について報じられているわけでありましてけれども、改めて、県当局としてこうした自主防災組織のとらえ方の部分でどのような考え方に基づいて対応しているのか。そして、市町村との考え方についてのいろいろな調整等を含めた対応はどうなっているのかについてお伺いしたいと思います。

それから、新聞によりますと100%という形の組織率で記載された市町村があるわけですが、実質この花巻市の例によるような婦人消防組織であるとかをもつて100%とみなしている市町村と、現実的にはしっかりとした学区単位等の、あるいは行政区単位等で自主防災組織として100%という達成をしている地域と、それぞれどの市町村がどうなっているのかについて確認をさせてください。

○越野防災危機管理監 まず、県の自主防災組織の組織率をどういうふう把握しているかといいますと、大体毎年4月1日に組織率の現在の県内の市町村の状況、これを把握しております。その組織の形態別に、例えば町内会や自治会、この単位で組織する場合、それから小学校とか中学校の校区単位で組織する場合、それから婦人消防協力隊や婦人防火クラブ、こういったもので把握をしている。これは約3種類ぐらいの形態として把握しております。

本県のように広大な地域を持っているということで、地域の実情に応じて町内会、自治会でやっている場合がいい場合と、それから消防クラブとか、それを学校単位でやっている場合が実質的な活動しやすい市町村も実際にございます。要は自主防災組織というよりは、地域のコミュニティー単位で地域を守るということですので、形態は、望ましいのは町内会とか自治会、そういう単位でやるのが本当は望ましいのですけれども、そういうことができないような市町村、これは実際にございます。

そういったことで、花巻市等においては、町内会や自治会等における組織率が34.4%でございました。それから残りが婦人消防協力隊、それから婦人防火クラブ、これが組織率が65.6%、それで100%ということになります。

それと同じような形態でやっているところは、例えば大船渡市もそうでございます。それから北上市も 100%で町内会と自治会、消防クラブとか、そういうのを合わせて 100%、そのほかには八幡平市なんかもそうでございます。

それから、自治会とか町内会で組織してないけれども、婦人消防クラブとか防火クラブ等で 100%のところもあります。これは普代村とかそういうところが、もう町内会ではやってないけれども、婦人消防隊で 100%、そういうところがございます。要するに、町内会、コミュニティー単位でやれるのは町内会とか自治会組織でやるのが、これは本当に望ましいのですが、それができないということも結構ございます。そういったところは、向こう三軒両隣でも、要はコミュニティーとしてそういう活動ができればいい。それから婦人防火クラブ等でも男の人たちが全部仕事で出払ったときにご婦人方でそういう活動ができる場合、そういうような、柔軟に防災組織というものを推進している、奨励しております。

それとあと各市町村に対しましては、具体的に形態とか活動がイメージしやすいように、わかりやすい図なんかも使わせて、この 10 月に説明を申し上げました。これからもそういったことで説明をしていこうというふうに思っております。よろしく願いいたします。

○木村幸弘委員 まず考え方というか、お答えいただいた内容というのは、その地域の実情に応じて柔軟にというのはそのとおりわかります、理解できます。ただ、今ちょっとお答えいただいて、花巻市の例でお話しいただいたのですけれども、そうすると実際の行政区単位の組織率と、それから婦人消防協力隊などを合算してという考え方で 100 にしたという御答弁ですけれども、その合算という形で 100 という評価にするのが本当にいいのかどうか、実際に自主防災組織として行政区単位あるいは校区単位できめ細かなコミュニティーを基本にした取り組みを進めようという、そういう市町村の対応があつて、組織率を引き上げていくことが本来の自主防災組織の取り組みとしては求められていることだと思うのですけれども、それに既にある婦人消防隊などを合算して 100 にしておくというのは何かピンと来ないというか、果たしてそれでいいのだろうかというふうな感じを強く持つのですね。

確かに市町村やその地域あるいは行政の体制というか対応の中で、婦人消防協力隊が一つのくくりとして 100 としてみなせるような地域性があるところもあると思いますけれども、今回、例えば議員発議で出されたみんなで行き届いた防災活動促進条例に向けて考えれば、やはりこれから自助、共助というところで、そういった一人一人の防災意識の啓発と、そして自主防災組織という中で一人一人が助け合っていくのだというふうな方向づけを示しているわけですけれども、そのことを考えたときにもやはり今市町村が目指そうとする行政区や、あるいは校区単位と言われた、本当にコミュニティーを一つの基準にしたところで組

織率をいかに上げていくか、あるいは組織を整備していくかということが実際に私たちの目指すべきところであるのではないかなと思うのですよ。

婦人消防協力隊とか、そういった消防クラブとか、あるいは場合によっては、災害のときにはよく赤十字奉仕団とか、いろんな組織がありますよね。この組織は、市町村単位の中の一つの大きな組織単位として大変有効であり、協力をお願いする重要な組織であると思うのですけれども、やっぱり自主防災組織の中に加味していくとか、加えてそれを見ていくというのはどうも本来目指すべき方向性と何か違うのではないかというのは感じるのですけれども、いかがなのでしょう。

○越野防災危機管理監 確かに町内会単位あるいは自治会単位というのは、それぞれ役割も決まっていますので、そういった意味で、組織的に活動できるということでは望ましい形態だというふうに思います。ただ、そういうのができないところもある。要するに、先ほども申し上げましたように、自主防災組織というのは、町内会とか自治会、そういう単位は望ましいけれども、それができなかった場合、ではそれで自主防災組織は要らないのかといったら、やはりみんなで助け合う、そういう形態はどうであれ、そういうコミュニティーがつけられている場合、それはそれでよしというふうに思っています。

したがって、例えば情報係だとか、炊事係とか、そういうことがなくても、向こう三軒両隣、これも助け合うという、そういう体制ができていれば、それも立派に自主防災組織の一部であるというふうに我々は感じておりますので、どうしてもそういう町内会、自治会とかという、そういうふうな組織単位で、こういうものがなければならぬというようなことにしますと、かなり敷居が高くなって、うちではそういうものはできません、防災組織はやりませんという、そういうことがある。ですから、とりあえずはコミュニティー単位でできることから、まずそういう助け合いの精神を持っていただいて、それで町内会単位でできればそれはそれでいいと。望ましいのは、今委員おっしゃったようなことになるのですけれども、実態はそういうふうな体制にはなっていないという、そういうところがございます。御理解のほどを。

○木村幸弘委員 おっしゃることは本当にわかります。できない地域も確かにあると思います。今高齢化が進んでいますし、実際に行政区でくくってみても、本当にそれを担っている人たちがいなくなってきたりとか、実際には現場を見ますとあります。ですから、そういう意味でのくくり方というのはいろいろあると思うのですけれども、ただ婦人消防協力隊というのは、これは市を一つ単位にして大きくしたというイメージがどうしてもあるものですから、そういう意味で言うと余りにも枠としては大きいし、そういう観点からいえば、行政区単位が不可能であれば校区、あるいは校区間とか、そういうくくりも柔軟にいる

んな形をこちらからも示していくような形で組織化というものをお願いしていくというふうなことがあっていいのではないかと思いますし、それから公表の仕方として、こういうふうにはふっと100%どんと出てしまうと、確かにここにも、新聞でも報道されているようにあらぬ誤解といいますか、何というか、自主防災組織、自分の周り見てそういうものがないのに何で100%なのというふうなことが、市民感情や県民の感覚として出てくるのではないかという部分を、その公表の仕方含めて、何か一工夫考えていく必要ということも含めた、そういう対応の仕方というのもぜひ考えていただければいいのではないかということをお願いしたいと思います。

○小山総合防災室長 ただいま木村委員からお話しあった点、これごもっともでございます。実は、その前に統計の取り方もございまして、婦人消防協力隊も災害時に消火活動、炊き出し等の実践活動を行うものは自主防災組織として含むという一つ前提がございまして、その組織されている地域の世帯数をもって、加入世帯といいますか、そういう統計の取り方を消防庁がしておりますので、今、木村委員からお話しありましたとおり、婦人消防協力隊等の組織は連合体協議会等の名前もございすけれども、全市町村を1区にしておりますので、100%という数字が、どうしても統計上は、上がってくる実態にございます。

今、我々今年度も、先ほど越野防災危機管理監からお話しがあったとおりののですけれども、いわゆる地域の防災力をいかに高めるかというのが我々の最終目的といいますか、地域住民がいかに災害から安全安心でいられるかということだろうと思っております、余り規約とか体制とか、そういったものにこだわらずに助け合う、向こう三軒両隣という話もありましたけれども、そういったものも含めて柔軟に地域に対応していただきたいというようなお話も市町村を回りながらさせていただいております。

その結果というわけではございませんけれども、例えば今回、2月28日の津波のアンケート等を得まして、沿岸の各市町村さんにフィードバックさせていただいたわけですが、普代村のほうでも、やはり地域で組織をつくらなければいけないねというような動きも市町村さん自体で出ております。そういった方向につきまして、今後とも市町村さんと一緒にやりながら取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○五日市王委員 先ほど午前中の☆下委員の投票所の質問でちょっと私忘れかけていたライフワークを思い出しましたので、御質問させていただきたいと思っております。

投票所の設営のお話でございます。特に若い人なのですが、投票所の雰囲気は余り好きではない、嫌だ、だから投票に行きたくないという人たちが結構いるのです。何で嫌かと聞

くと、要は投票台というのですか、あの台がありますよね。あの台が、いわゆる立会人とか役場の職員の方々に背を向けて書くわけですよね。あれが非常に、後ろからいろいろ威圧感を感じるとか、あとは何と書いているのか見られているのではないかとか、実はそういうのがあるのです。だから行きたくないという人たちが結構いるのです。

大きな体育館とか集会所ならそれはないと思うのですが、基本的に、我がほうなんかはこれぐらいの小ぢんまりしたところでやっている場合もあるわけですよね。そうすると、ここに例えば役場の人がいて、こちらに立会人がいて、そこで書くわけです、ど真ん中で。これが非常に、僕自身もちょっとやっぱり嫌なのですよね。

要は、何か決まりがあるのですか、そういうふうにしなればいかんという設営の。ちょっとそこを教えてください、レイアウト。

○佐々木市町村課総括課長 投票所におけるレイアウトについては、特に決まった定めはないと。

○五日市王委員 であれば、そういった御意見も結構あるもので、例えば台の位置を変えればいいのか、あるいはこちらの位置をどうにか変えるとか、何か工夫をして、外国なんかだとカーテンで仕切ってやるところもありますよね。そこまでとは言いませんが、例えば台の位置を逆向きにするとすぐ解決する問題だと私は思っているのです。

そういった配慮というか、できないものなのかなということとをぜひ何かそういう、どこでそれを決めるのかはわかりませんが、今度会議とかがあるということもありますし、選挙管理委員会というものもあるのだと思うのですが、そういったことも話題にさせていただいて、何か改善、工夫をしていただきたいと思うのですけれども、いかがなものでしょうか。

○佐々木市町村課総括課長 各投票所におけます投票に当たってのレイアウトに関しましては、それぞれの投票所のスペースですとか位置関係、形状等に応じてそれぞれの市町村選挙管理委員会において判断すべき事項とは考えますけれども、ただいま委員から御指摘のあった事項も含めまして、来月行います市町村の担当者会議のときには話題とし、配慮できるものについてはできるだけ配慮するように努力したいと思います。

○高橋昌造委員 私からは、今定例会の一般質問で、いわゆるTPP、環太平洋経済連携協定について、特にも関税撤廃にかかわる農林水産業について議論があったわけですが、岩手県として、県民の皆さん方にいろんな情報提供していかなければならない、正しい情報を発信していかなければならない。それであらゆる分野で市場開放をということが

議論になっているわけですが、県全体として、例えば公共調達とか公共事業とか、人の移動によるサービスとか、そういうものも包含して、県としてどのぐらいの影響があるのか、この農林水産業に限らず、県全体として把握しておるのか、まずその実態をお伺いしたいと思います。

○加藤政策地域部長 さまざま影響する分野がございます。本会議等におきましては農林水産業を中心に議論がございましたが、そのほかにも当然、製造業、また福祉関連の人の移動にかかる部分、またあるいは公共調達等も対象になってくるところでございまして、たまたまというか、農林水産業については国がある程度、こういう形でというような試算があったものですから、うちの県も試みで国に準拠ということで行っているわけでございますが、それ以外の分野についてはなかなかマクロの国全体の数値はあるのですが、それを各県レベルに落としたそういうデータもない。あるいは、そのマクロレベルでも数値を持っていないというふうなところがございまして、今のところ、まだ県におきましても全体としての影響というふうなのは、はかりあぐねているというふうなのが今の状況でございます。

○高橋昌造委員 そうすると、県としては国で示されたこの数値以外の手持ちの数値はないということですね、基本的に。

そこで、岩手は食料供給基地ということで、農林水産業は特に大きなシェアを占めておるわけでございますが、できれば早くこのようなものにいち早く対応して、例えば今、県としての公共調達、私詳しいことはよくわからないのですが、このようなものも開放されるということになると、また公共事業を開放されると大変なことになると思うのですよね。だから、そういう一つ一つの情報を、県版の、できればTPPに関する情報をしっかり把握しながら県民の皆さんにぜひ、これからでも結構でございますので、情報提供していただくようお願いしたいということでございます。

そこで、加藤政策地域部長にお聞きしますが、特に今私ども、農業などは特にそうなのですが、よく国で示されている基本指針では、歴史の分水嶺とか、国を開くとか、未来をつくるとか、いろいろなことが言われているのですが、やはり県として、岩手県として、このTPPに対する考え方をしっかり示していかなければならないと。だから、まず加藤政策地域部長には、その決意なり思いをひとつお聞きして終わりたいと思います。

○加藤政策地域部長 まず、いろいろな情報収集、あるいは試算というふうなことでございます。まだ、そもそも協定の内容がどうなのか、協定についてもそもそもどういうふうな内容にするかしっかり議論すべきというのは、知事からも本会議等で申し上げましたが、そういうふうなこともございまして、全体がなかなかつかめない。国もまだ情報収集のために議

論というか、交渉までいかないですね、協議を始めるということのようでございますので、その辺のところ、まだちょっと我々も模索というところはございますが、アンテナを高くしてそれぞれの部局あるいはそれをまとめます私どもの部におきましてしっかりと情報収集に努めていきたいと思っております。

基本的な県としてのスタンスでございますが、これは本会議の中でも知事から答弁申し上げたとおりでございます。そもそも、関税撤廃も含めて、協定の内容についてしっかり詰めた議論をすべきである。それから、その後に予算化については対応策がきちっと講じられるのかどうか、さらに農林水産業の関係者等々含めて十分地域、あるいは国民の思いが得られるかどうかというふうなことを含めて、十分に時間をかけて慎重に議論をすべきというふうなものが基本的なスタンスでございます。

その中で、さらにより具体的に県の対応をというふうなことで、県の中でも今そういうふうな基本的な国際交渉というふうなことでございますので、まず国がこういうふうな立場でやるべき、その中においてきちっと地域の声を反映させるべきというふうな、そこを整理した段階にとどまっておりますが、より議論がだんだん詰まってくる中で、県への影響とかだんだんと見えてくるところが出てくるかと思っておりますので、しばらく時間をいただきたいと思っておりますが、そういうふうな中で県としての考え方も整理し、また国にこういうことを考慮しろということではなくて、もっと具体的に県としての必要な立場、こういうふうな部分をというふうな部分を整理して申し上げていきたいと思っております。

○千葉伝委員 庁舎内の管理のほうの観点から伺いたいと思っております。中身はたばこの話です。たばこは喫煙する人、あるいは喫煙するのも分煙してやる、あるいは禁煙と、こういうことで平成 22 年 10 月 1 日からたばこの値上げもあったところであって、大変いろいろと議論されている部分もあります。

そういった中で、一つは、ついこの間、県庁内で平成 23 年 4 月から全面禁煙になるやの話がちょっとあったと、こういうことで、たばこを生産する立場としては、岩手県のたばこ耕作組合というところがあります。そういうところと、それから販売のほうは、これまた岩手県のたばこ販売の協会、そういった団体がある。それから、もちろんたばこを製造している J T 日本たばこ産業株式会社、そういったところから、私も生産地を抱える、あるいは生産者の立場もあるのですが、吸わない、あるいは禁煙と、こういう部分が物すごくどんと出てきているわけですけれども、言いたいのは今後の県庁内のこの問題について、それぞれの団体も含め、要望が先般あったと思っておりますというか、私も同席していますので。

そういったことから、その後の現状、あるいは検討していることの今の状況とか、そうい

ったあたりをお聞きしたいということなのですが、きょうちょっとこの委員会の顔ぶれを見ますと、五日市委員は日本一の産地を抱えるような代表でありますし、委員長と私のところ、一関と、こういう話になってくると、半分以上が産地を抱える委員という、代表して言っているわけではないのですけれども。

一方的な健康管理という点からすれば、私はそれぞれの吸う人が、それは当然考えているだろうし、それからポイ捨てとかあんなのは、もうこれはもちろん吸う人のモラルであって、それをああたこうだと、こういうことではないのですが、いずれこれまで県が、あるいは県庁内で、議会棟もそうなのですが、吸う人、あるいは吸わない人と、こういう部分をしっかりと分煙した形でこれまでやってきたのではないかと。そして、吸う施設もつくってやってきたと、こういうことで進めてきたのが、全面的にそれも取り壊すというふうな話もあるやのことであります。しっかりと分煙したやり方をすれば、私はお互いに吸う人、吸わない人含め、あるいは生産者とか、販売とかということになると、例えば岩手県では生産額が 64 億円の生産額を抱えている。あるいは販売も税金としてですね。県には 24 億円、市町村には 70 数億円、トータルとして約 100 億円がたばこ税として収入として入ってきている。税金の担当が一番そこはわかっているとは思いますが。

そういったことで、おれは吸わないからたばこはだめと、こういう話ではなくて、やっぱり県民にそういった部分が使われて何らかの貢献もしていると、こういうこともぜひ理解していただくことも私は必要ではないかなと。こういう観点も踏まえた上で、今後の県庁内、議会棟はまだ両方あって、今検討の最中です。県庁内のほうはどうなっているのでしょうかということをお伺いしたいと思います。

○菅野総務部長 いわゆるたばこへの対応でございますが、御案内のとおり議会内でもいろいろ御議論をいただいておりますが、私どもにおきましても、御案内のとおり厚生労働省からの通知等、ただあれで一方的にやるということではなくて、職員へのアンケート調査等を行って、今後どうやるべきかということについての意向確認をさせていただいた上で、庁内のそういう専門の委員会がございまして、そこでのいろいろ議論をさせていただきました。

その中で出た御意見としては、進め方としては、たばこを吸う方と吸わない方が相互にお互いの立場を理解し合いながら進めるべきではないかという御意見が大勢を占めたところでございまして、そういった意味で、それぞれ県庁のみならず各合庁においても、来年度の 4 月 1 日を目指して庁舎内、建物ですが、建物の禁煙を目指していろいろ検討を進めると。ただ、その検討過程においては、今委員からお話のありましたとおり、吸う方に対して 4 月 1 日から一切何も吸うなということにはなかなかすぐにはいかないであろうと。そういう

吸う方の立場等も配慮しながら、両方が理解し合いながらどう進めるか。例えば屋外に喫煙スペースを設けた場合にどういう影響があるか、それから物理的にどういうふうなところをやれば設けられるのか、そういった点も、それぞれの地域、合庁によって置かれている条件が違いますので、それぞれの状況をそれぞれの合庁においてよく検討していただいた上で、それぞれのやれることをまずやるということで、今それぞれの合同庁舎において検討を進めているところでございます。

確かにもう既に合庁においては建物内禁煙を行っている合庁も過去からございます。そういった状況ですとか、あとはそれぞれの職員の意識、そういったものを含めながら今検討を進めているところでございます。

なお、全国的に見ますと、確かに庁舎内禁煙としている県がかなりふえてきてございますが、ほとんどの県では、敷地内に喫煙スペースを設けまして対応しているのがほとんどでございます。そういうソフトランディングを行うことを目指していると承知しております。

○千葉伝委員 ありがとうございます。まだ正式に決定したと、こういうことではなくて、まずいろいろなところを検討している最中だというふうに伺いました。いずれ、吸う人、吸わない人、両者に配慮すると、こういうことも必要でしょうし、県庁の職員の中で、やっぱりそれも同じですよ、吸う人、吸わない人がいる。それから、県庁を訪れる県民の中にもそういうふうなどこか吸うところがないのかと、こういう話も当然出てくるかと思えます。そういったことを十分配慮した検討をしていただければと、こういう要望をして終わらせていただきます。

○関根敏伸委員長 ほかにございませつか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○関根敏伸委員長 ほかになければ、これで本日の審査を終わります。執行部の皆様は、退席されて結構です。御苦労さまでした。

委員の皆様には次回の委員会運営について御相談がありますので、少々お待ち願います。

それでは、次回の委員会運営についてお諮りいたします。次回1月に予定しております閉会中の委員会についてであります。今回継続審査となりました請願陳情1件及び所管事務の調査を行いたいと思えます。調査項目については、県内の暴力団情勢と暴力団排除に向けた取り組みについてといたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○関根敏伸委員長 御異議ないようですので、さよう決定いたしました。なお、詳細につきましては当職に御一任願います。

追って継続審査及び調査と決定いたしました各件につきましては、別途議長に対し、閉会中の継続審査及び調査の申し出をすることといたしますので御了承願います。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。